2019年度版

福祉の

職場編

してと





序―― 福祉のしごとが ますます注目されるワケ	1	障害児入所施設 61 児童発達支援センター 63
		放課後等デイサービス事業所 64
高齢者にかかわるしごと		保育所等訪問支援事業所66
[现处1日]		児童自立支援施設
職場		少年院
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7	保護観察所······ 71 児童相談所•一時保護所 ····· 73
養護老人ホーム		家庭裁判所 75
軽費老人ホーム		児童館・学童保育室77
有料老人ホーム		母子生活支援施設 80
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住) …	17	母子・父子福祉センター 82
介護老人保健施設	19	婦人保護施設 83
居宅介護支援事業所	21	婦人相談所・女性相談センター・
老人デイサービスセンター	22	女性センターなど84
老人短期入所施設	24	子ども食堂 86
通所リハビリテーションセンター	25	
老人(在宅)介護支援センター	26	障害者にかかわるしごと
地域包括支援センター	28	降日旬にかがわるしこと
認知症対応型共同生活介護		[職場]
(グループホーム)	31	生活介護事業所 90
老人福祉センター	33	自立訓練(機能訓練)事業所 91
介護療養型医療施設(介護型療養病床)…	35	自立訓練(生活訓練)事業所 92
訪問看護事業所(訪問看護ステーション)	37	就労移行支援事業所 93
小規模多機能居宅介護事業所	39	就労継続支援A型事業所 94
介護医療院	41	就労継続支援B型事業所 95
		自立生活援助事業所 96
子ども・女性にかかわるしごと		就労定着支援事業所 99
100 XERW W POOCE		グループホーム(共同生活援助施設) 102
[職場]		障害者支援施設 104
保育所(保育園)	45	地域活動支援センター 106
認定こども園	48	福祉ホーム 107
企業主導型保育所	51	共同作業所(小規模作業所) 108
児童養護施設	53	障害者就業・生活支援センター 110
乳児院	55	点字図書館 111
地域子育て支援センター	57	身体障害者福祉センター 112
児童家庭支援センター	59	身体障害者更生相談所 114
児童心理治療施設		知的障害者更生相談所 115
(旧情緒障害児短期治療施設)	60	精神科病院 116

目次

精神保健福祉センター・	
メンタルヘルス対策支援センター	118
保健所・市町村保健センター	119
貧困者・低所得者にかかわるしる	~
[職場]	
救護施設	122
更生施設	124
医療保護施設	125
宿所提供施設	126
授産施設	127
自立支援センター	128
行政にかかわるしごと	
[職場] 政府•自治体	130
福祉事務所	133
惟仙 <i>事物</i> 別	133
そのほかの専門職・職場	
[職場]	
社会福祉協議会(社協)	136
シルバー人材センター	138
福祉(系)生協	140
日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)	142
福祉公社・社会福祉事業団	144
NPO法人事業所(第1号分野)	146
福祉系企業・事業所	1 47
福祉用具販売・レンタル店	147
金融商品販売(生保・損保・銀行・農協) …	149
在宅介護サービス企業・事業所 …	151
特例子会社	153
法テラス	155
ホスピス	157

福祉のしごとのあっせん機関

[職場]

福祉人材センター・福祉人材バンク…	160
公共職業安定所(ハローワーク)	163

序 — 福祉のしごとがますます注目されるワケ

今後、さらに拡充が必要な社会保障や福祉サービス

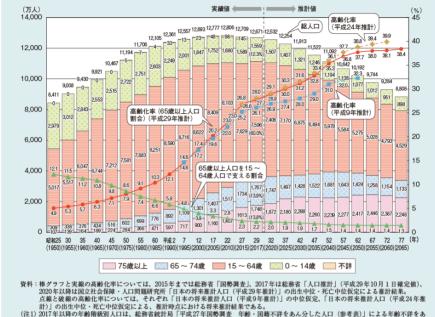
周知のように、日本は戦後、短期間のうちに戦災復興と高度経済成長を遂げ、GDP (国内総生産)がアメリカに次いで世界第二位となり、国際社会から奇跡といわれました。

しかし、その後、石油危機やバブル崩壊、リーマンショック、経済のグローバル化、デフレ不況に伴い、2010(平成22)年、GDPは中国に追い越されて世界第三位となりました。同時に、本格的な少子高齢社会と人口減少を迎え、今後、社会保障や福祉サービスを必要とする人たちがさらに増えると予想されています。

現に、総人口は2017(平成29)年10月現在、1億2,671万人で、このうち、65歳以上の高齢者は3,515万人となっており、高齢化率は27.7%です。しかも、高齢者は今後、2045年まで微増するのに対し、総人口は2055年に9,744万人と1億人を切り、2065年には8,808万人に減少し、高齢化率は2055年に38.0%、2065年には38.4%に上昇すると見込まれています。

これに対し、高齢者を支えていくべき $15\sim64$ 歳の生産年齢人口は2029年に 6,951万人と7,000万人を割り、2065年には4,529万人、また、次代 を担う $0\sim14$ 歳の年少人口は2055年、1,012万人、2065年には898万人に減少すると推計されています(図表)。





(注1)2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年-2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

(注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女 15,238人)を除いている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を請えて定期的に見直すこととしている。

出典:内閣府HP、2019年。

一方、2017(平成29)年3月現在、身体障害児者は約436万人、知的障害児者は同108万人、精神障害者は同392万人、また、幼稚園児は同127万人、幼保連携型認定こども園児は同50万人、保育園(所)児は同255万人、小学生は同645万人、中学生は同333万人、特別支援学校生は同14万人となっていますが、特別養護老人ホームや保育所(園)などに入所、あるいは預けられない待機者は高齢者が同36万人、保育園児が同2万6,000人(潜在的には同85万人)、障害児者もデータはないものの、かなりの人数に上っているとみられます。その意味でも社会保障や福祉サービスを必要とする人たちが今後、ますます必要となっていきます。

¹ 障害者の「害」は妨げる、または差別的などの異見があるため、「がい」、あるいは「碍」と言い換えている研究者や自治体もありますが、ここでは法律名に従い「害」と表記します。

そこで、政府は1989(平成元)年、社会保障や福祉サービスの新たな財源として消費税を導入し、その後、3%から5、8%と段階的に引き上げ、2019年10月には10%に再引き上げを予定しています。そして、これを財源として1990年代にゴールドプランや障害者プラン、エンゼルプランを実施したのち、2000(平成12)年以降、介護保険法や障害者自立支援法(現障害者総合支援法)、次世代育成支援対策推進法などを制定・施行しました。また、自治体や社会福祉法人、社会福祉協議会(社協)、福祉公社・社会福祉事業団、福祉系企業・事業所、福祉NPO法人事業所などと連携し、高齢者や障害児者、幼稚園・保育園児などの職場や資格を増やし、社会保障や福祉サービスの整備・拡充を図っています。

具体的な福祉の職場は特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設 (療養病床)を介護保険施設とするほか、地域包括支援センターや訪問看護事業所、 老人短期入所施設、グループホーム、自立訓練(生活訓練)事業所、就労継続支援事 業所、共同作業所(小規模作業所)、精神科病院、保育園、認定こども園、放課後等 デイサービス事業所、さらに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高 住)、福祉系企業・事業所などです。

一方、資格では社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士のほか、介護職員初任者研修修了者(訪問介護員:ホームヘルパー)や介護支援専門員(ケアマネジャー)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー(MSW)、偽装装具士、障害児者居宅介護従業者(ホームヘルパー)、ガイドヘルパー、保育士、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)、福祉住環境コーディネーター、健康運動訓練士、福祉用具専門相談員などがあります。

これを受け、福祉系の大学や短期大学、専門学校はこれらの資格の取得をめざす 新卒者や社会人に対し、さまざまな養成教育や就職活動の支援に努めています。ま た、自治体や社協は福祉人材バンクや福祉人材センターを併設、福祉の職場の相談・ 面接会を開催する一方、公共職業安定所(ハローワーク)も福祉人材コーナーを常 設、就職のあっせんに務めています。 ところで、職業は単に生活を維持するためや収入を得るというだけでなく、しごとを通じて社会貢献ができ、かつ自己実現を図るなど、人生を有意義に過ごすための大事な要素にもなります。なかでも福祉のしごとはきわめて働きがいのあるしごとの一つです。その福祉のしごとについて、一部で公務員や会社員に比べて給与が安い、また、休みがとりにくい、過酷などと揶揄(やゆ)する声もあるようですが、公務員に準じた待遇のところも少なくありません。

それだけではありません。同じ職場で外国人の技能実習生と従事し、異文化の理解 と共生の重要性を学べる可能性もあります。

ただし、どのように立派な職場であったり、資格を持っていてもノーマライゼーションの理念のもと、利用者を支援し、地域社会に温かく迎えなければその担い手としては失格です。「福祉は人なり」といわれるゆえんですが、災害時には福祉避難所ともなるため、対利用者だけでなく、"地域福祉の要"として、日ごろから防災、さらには防犯への心得も忘れてはなりません。

本サイトの内容と特徴

本サイト「福祉のしごとガイド」は毎月約5万件も検索され、大好評ですが、社会保障や福祉サービスにかかわる制度や政策、事業はもとより、福祉の職場や資格も年々、拡充されています。このため、今回、2015年度版の内容を2019年度版にブラッシュアップしたほか、新たな職場として小規模多機能型居宅介護事業所や企業主導型保育所、子ども食堂、ホスピスなど10か所、同様に、新たな資格としてコミュニティソーシャルワーカー(CSW)や公認心理師、司法ソーシャルワーカーなど8種類を加えましたが、本サイトの情報を利用される際は最新の情報をご確認くださるよう、お願いします。

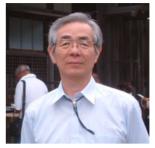
いずれにしても、本サイトが今後もより多くのみなさんの参考となり、晴れて志望する福祉のしごとに就業したり、起業に成功して利用者に喜ばれるとともに、これからの長い人生をより充実したものにしていただければ幸いです。陰ながら応援しています。

2019年4月

武蔵野大学名誉教授 川村 匡由

川村 匡由(かわむら・まさよし)

武蔵野大学名誉教授・博士(人間科学)。 1999年、早稲田大学大学院人間科学研究科博士学位取得。専門は社会保障、地域福祉、防災福祉。元社会福祉士試験委員、行政書士有資格、一般社団法人シニア社会学会理事、非営利任意団体・福祉デザイン研究所所長、地域サロン「ぷらっと」主宰。



(徳島県の札所にて)

主 著 『改訂 社会保障(編著)』(建帛社)、『社会保障(同)』『地域福祉 と包括的支援体制(同)』『社会福祉の原理と政策(同)』、(以上、ミ ネルヴァ書房)、『防災福祉のまちづくり』(水曜社)、『防災福祉先進 国・スイス』(旬報社)、『三訂 福祉系学生のためのレポート&卒論 の書き方』(中央法規出版)など多数。

その他 各地で自治体・社協・NPO 委員や講演、研修のほか、メディアに も多数登場している。

*個人の HP http://kawamura0515.sakura.ne.jp/index.html

この「福祉のしごとガイド」は、福祉関連の資格・職種、職場についてその概要をご理解いただくために作成したものです。記述内容には正確をきしておりますが、本サイトの情報を利用される際には最新の情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

高齢者にかかわるしごと

[職場

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅(サ高住) 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 通所リハビリテーションセンター 老人(在宅)介護支援センター 地域包括支援センター 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 老人福祉センター 介護療養型医療施設(介護型療養病床) 訪問看護事業所(訪問看護ステーション) 小規模多機能型居宅介護事業所 介護医療院



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設サービス計画にもとづき、日常生活上の世話などのサービスを提供する施設

概要

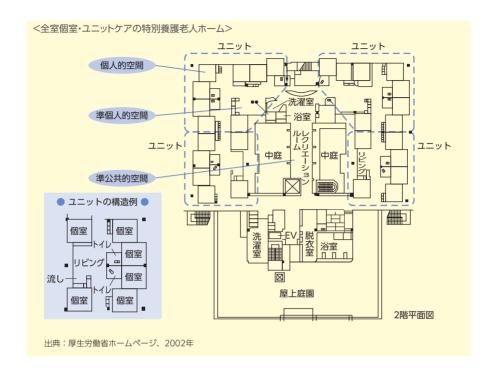
介護老人福祉施設として認可されている施設が都道府県知事や政令指定都市、中 核市各市長に申請し、介護保険法上の指定を受けることによって指定介護老人福祉 施設となります。設置主体の大半は社会福祉法人です。

介護老人福祉施設では、入所する要介護者に対し、施設サービス計画(ケアプラン)にもとづき、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能 訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

なお、従来、居室は4人部屋などの多少室が圧倒的に多かったのですが、質の高いサービスを提供するため、2002年度以降、既存の施設も含め、全室個室で、かつユニットケアを特徴とする新型特養(ユニット型)の整備が進められています。

また、2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴って地域密着型サービスが導入され、その1つとして入所定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設が位置づけられました。2012年の法改正では、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)などとの"競合"が伝えられるものの、地域における居宅サービスの拠点としての機能が一層重視されるとともに、介護サービスの情報公開が義務づけられることになりました。

なお、2015年の法改正に伴い、新規の入所の場合、原則として在宅介護が困難で、要介護3~5と認定された65歳以上の人が対象とされています。



施設数

7.891か所(2017年10月現在)

主な就業職種

介護職員、生活相談員、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、事務職員、調理員、栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員

採用について

超高齢社会の到来と核家族化、入所申込者が2014年3月現在、52万3,584人といわれるなか、介護保険制度の拡充によって施設の整備は今後も続くため、すべての職種について多くの求人が見込まれますが、新規の入所者は2015年4月以降、原則として「要介護3」以上とされたため、介護職員は介護福祉士、生活相談員は社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格の取得が求め

られています(2016年4月1日時点における要介護3~5の入所申込者は29万5,237人)。

なお、機能訓練指導員は、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの国家資格を有する人となっています。

関連団体·組織

全国老人福祉施設協議会

http://www.roushikyo.or.jp/



養護老人ホーム

居宅で養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設

概要

65歳以上の人で、環境上や経済的理由(政令で定めるものに限る)により、居 宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所、養護を行う施設です。2006 年の介護保険制度の見直しに伴って特定施設に追加され、特定施設入居者生活介 護、および地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下)も行っています。

養護老人ホームは公営によるものが半数以上で、建設費の一部や運営費のほとんどは、国や都道府県、市町村によって賄われます。もともとは「生活保護法」の流れから設立されたもので、生活に困窮している人、または目が不自由な人が入所することが多いのが現状です。

ただし、入所者本人や扶養家族に一定の収入があれば、応分の負担をすることになります。

施設数

959か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

支援員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員、機能訓練指導員、介護支援専門員(ケアマネジャー)

採用について

近年、国民生活の向上に伴って需要がほとんどないため、増設されておらず、欠 員が出た場合に限り、採用される程度といわれています。もっとも、入所者の高齢 化に伴い、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)化し、かつ介護保険の居宅 サービスを利用できる特定施設と位置づけられたため、設置要件の変更などによっ ては採用の枠が広がる可能性もあります。

関連団体・組織

全国老人福祉施設協議会

http://www.roushikyo.or.jp/



軽費老人ホーム

自立した日常生活を営むことに不安のある高齢者が入所する施設

概要

身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な人に対し、無料、または低額な料金で入所、食事の提供や入浴などの準備、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

従来、A型、B型、ケアハウスの3つが規定されていましたが、2008年にケアハウスへの一元化が示され、A型とB型についてはそれ以前から運営されていた施設に限り、経過的に存続が認められています。

なお、軽費老人ホームのなかには介護保険の居宅サービスの1つである特定施設 入居者生活介護の指定を受け、サービスを提供したり、地域密着型サービスを行っ たりしているところもあります。

また、最近では都市部、とくに東京都などで、居室面積などの基準が緩和された 「都市型」と呼ばれる軽費老人ホームもできています。

施設数

A型:194か所、B型:14か所、ケアハウス:2,023か所(2017年10月現在)

主な就業職種

介護職員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員、機能訓練指導員、介護支援専門員(ケアマネジャー)

採用について

2006年、2012年、2015年と三度にわたる介護保険制度の大幅な見直しにより、地域密着型サービスの提供が可能となっており、今後も採用が見込まれます。

関連団体·組織

全国老人福祉施設協議会 http://www.roushikyo.or.jp/ 全国軽費老人ホーム協議会 http://www.zenkeikyo.com/



有料老人ホーム

施設と入居希望の高齢者との直接契約によって入居する老人ホーム

概要

常時1人以上の高齢者に対し、入所、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設やグループホームでないものをいいます。設置主体は株式会社や財団法人、社会福祉法人、宗教法人などで、入居はホームと入居希望者の契約によります。

いずれもマンションタイプの個室が大半で、おおむね①一時金払いにより終身に わたって取得する利用権方式、②一般の賃貸住宅と同様、家賃相当額を月払いする 建物賃貸借方式、③「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」 の規定にもとづき、終身建物賃貸借事業の認可を受けた終身建物賃貸借方式の3つ に分けられます。もっとも、なかには一般のマンションなどの集合住宅と同様、居 室の区分所得権を取得する所有権分譲方式の施設もあります。

また、サービス別では、介護付、住宅型、健康型の3つに分けられます。

なお、有料老人ホームは都道府県知事(および政令指定都市・中核市各市長)より指定を受ければ、介護保険制度のもとで、居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護を提供することが可能です。また、地域密着型サービスの地域密着型特定施設入居者生活介護を行うこともできます。

職員は、入居者との契約に応じ、相談・助言や健康管理、食事、介護サービスを 行ったり、各種行事やクラブ活動に協力したりするのが主なしごとです。

ただし、入居金は1,400万~2,800万円と高額であるため、自宅を売却して入居する人もいます。もっとも、最近では入居金を100万~500万円と低く抑え、その分、毎月支払う管理費や生活費が20万~30万円というところも出てきています。

<有料老人ホームの類型>

介護付有料老人 ホーム (一般型特定施設 入居者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介 護を利用しながら、当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能 (介護サービスは有料老人ホームの職員が提供する。特定施設入居者生活介護 の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはでき ない)。
介護付有料老人 ホーム (外部サービス利 用型特定施設入居 者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介 護を利用しながら、当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能 (有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成などを実施し、介護サービスは 委託先の介護サービス事業所が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受 けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない)。
住宅型有料老人 ホーム (注)	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護などの介 護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室での生活を継続するこ とが可能。
健康型有料老人ホーム(注)	食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合には契約を解除し、退去しなければならない。

(注)特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告やパンフレットなどに おいて「介護付」、「ケア付」などの表示を行ってはならない。

出典:厚生労働省ホームページを一部修正

施設数

1万3,525か所(2017年10月現在)

主な就業職種

介護職員、介護福祉士、生活相談員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、事務職員、調理員、栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員

採用について

高齢者のライフスタイルの変化などに伴い、求人数は今後も増える見込みです。 もっとも、都市部を中心とした地方自治体によっては入居者の急増に伴う介護保険 や国民健康保険への財政の圧迫のため、総量規制を行っているところもあり、この ような地域では採用の枠は狭くなると思われます。

いずれにしても、入居者の高齢化に伴い、職員により専門性が求められるため、 社会福祉士や介護福祉士、理学療法士(PT)などといった資格の取得者を採用の 条件としているところが大半です。

関連団体・組織

全国有料老人ホーム協会

http://www.yurokyo.or.jp/



サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)

高齢の単身者や夫婦のみの世帯に介護・医療と連携したサービス を提供するバリアフリー構造の住宅

概要

2011年10月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」にもとづき、高齢の単身者や夫婦のみの世帯を対象に介護や医療が連携し、これらのサービスを提供するバリアフリーの構造の住宅です。

具体的には、従来の高齢者専用賃貸住宅(高専賃)、高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)、高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)の3つの高齢者向け集合住宅を再編し、かつ一元化したもので、入居者の安否確認や生活相談といった高齢者支援サービスが提供されます。これは、2012年の介護保険制度の見直しで介護保険制度上、在宅扱いとされたからで、介護が必要になった場合、訪問介護などの居宅サービスや24時間365日、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護などを入居したまま利用できます。

床面積は原則として25平方メートル以上、また、車いすが通行可能な廊下の幅や段差の解消、手すりなどバリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護の専門職による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整備されています。

ただし、事業化にはあらかじめ都道府県知事に登録することが必要で、契約の際、前払いの家賃に関する返還ルールと保全措置が講じられています。また、登録された事項の情報開示や入居者への契約前の説明、誇大広告の禁止なども義務づけられています。

なお、建設にあたっては費用の10分の1、改修にあたってはその費用の3分の1の国庫補助がありますが、いずれも1戸当たりの上限が定められています。

また、2019年3月31日までに新築、または取得し、かつ一定の要件を満たす場合、固定資産税の軽減や不動産取得税の減額が受けられるなど、補助・税制・融資による支援があります。

所管は国土交通省と厚生労働省による共同の所管です。また、事業主体は企業・

事業者や社会福祉法人、医療法人、福祉NPO法人事業所などですが、既存の有料 老人ホームも登録が可能です。

施設数

6.999棟(2018年3月現在)

主な就業職種

介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、事務職員

採用について

2011年11月に994戸であったサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は2018年3月末、22万9,947戸にまで増加しています。今後もサービス付き高齢者向け住宅は増加していくと考えられますが、なかには建物の構造や設備、さらにはマンパワーなどの面で問題のあるところも出てきており、応募する際はよく調べる必要があると思われます。

関連団体·組織

サービス付き高齢者向け住宅協会

http://kosenchin.jp/

すまいづくりまちづくりセンター連合会

http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/

高齢者住宅財団

http://www.koujuuzai.or.jp/



介護老人保健施設

医療と福祉のサービスを併せて提供し、利用者の在宅復帰をめざ す施設

概要

厚生労働省令で定める要介護者に対し、施設サービス計画(ケアプラン)にもとづき、看護や医学的管理のもとでの介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。ユニット型の場合、1つのユニット定員がおおむね10人以下(療養室の定員は1人)です。このほか、入所定員29人以下のサテライト型と医療機関併設型の小規模介護老人保健施設があります。また、医療制度改革に伴い、介護療養型医療施設(介護療養病床)が2024年3月末で廃止されることになっているため、その"受け皿"となる施設として「介護療養型老人保健施設」と呼ばれる施設もあります。いずれも設置主体は医療法人や社会福祉法人、市町村です。

介護老人保健施設におけるサービスは入所サービスとその他のサービスに分けられます。このうち、入所サービスは家庭復帰のためのリハビリテーションや療養に必要な看護、介護を中心とした医療サービス、日常生活援助などです。その他のサービスは在宅で療養している高齢者の通所リハビリテーション(デイケア)、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防サービスなどがあげられます。

なお、利用は施設と利用者との契約により、食費(標準負担額)、や理・美容代などは利用者の負担となります。

施設数

4,322か所(2017年10月現在)

主な就業職種

医師、看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、理 学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、機能訓練指導員、栄養士、薬剤師、調理員、

事務職員

採用について

寝たきりや認知症高齢者が増加の傾向にあること、および2006年、2012年、2015年と三度にわたる介護保険制度の大幅な見直しに伴い、整備が進んだため、一定の採用が見込まれます。

なお、介護職員には介護福祉士、相談・指導員には社会福祉士の資格がそれぞれ 求められます。

関連団体・組織

全国老人保健施設協会

http://www.roken.or.jp/



居宅介護支援事業所

要介護認定者に対し、自宅で自立した生活をするため、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成やサービス調整を行う事業所

概要

介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用 しながら生活できるよう支援する事業所です。

具体的には、介護支援専門員(ケアマネジャー)が本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行います。制度上、「自宅(居宅)」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の利用者(入居者)にもケアプランの作成などを行います。

近年、ケアプランやケアマネジメントの質の向上が課題となっています。それを受け、2021年度から介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)に限る方針が示されています。

施設数

4万1,273か所(2017年10月現在)

主な就業職種

介護支援専門員(ケアマネジャー)、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

採用について

介護保険制度の"要"として、今後も安定した採用が見込まれます。

関連団体・組織

各居宅介護支援事業所



老人デイサービスセンター

通所の利用者に入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供する 施設

概要

65歳以上で身体上、または精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある人などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設です。また、健康チェックや日常生活動作(ADL)訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティなどのサービスを行っています。

設置主体は社会福祉法人や市町村などで、介護保険の通所介護の多くは単独、または社会福祉法人の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などで提供されています。

<デイサービスセンターで行われるレクリエーションやアクティビティの例>

製作	しおりづくり カレンダーづくり 陶芸	木工細工 絵手紙 押し花
活動	パソコン おやつづくり 漬物づくり お茶会	生け花 買い物 お花見 保育園児との交流会
音楽	懐メロ 君恋し 赤木の子守歌	りんごの唄 チャンチキおけさ
ゲーム	リズム体操 頭の体操 腰痛体操	失禁体操 借り物競争 風船割り
入浴	もみじ湯	

施設数

2万3,597か所(2017年10月現在〈通所介護事業所の数値〉)

主な就業職種

生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員、調理員、運転手、事務職員

採用について

設置数は2万か所以上あるため、求人は今後も大いに見込まれます。従業者には 介護福祉士や社会福祉士、理学療法士 (PT) 、作業療法士 (OT) などの国家資格 の取得が求められています。

関連団体·組織

全国老人福祉施設協議会

http://www.roushikyo.or.jp/



老人短期入所施設

在宅の要介護高齢者に自立的な生活の継続を支援するため、ショートステイを実施する施設

概要

65歳以上で家族の介護者の疾病などの理由により、在宅介護が一時的に困難となった人や、短期入所生活介護を利用する在宅の要介護者に対し、短期間入所や養護を行う施設です。一般に「ショートステイ」と呼ばれ、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行います。

施設数

1万1.205か所(2017年10月現在)

主な就業職種

医師、生活相談員、介護職員、看護師、栄養士、機能訓練指導員、調理員

採用について

施設数は増加傾向にあるため、採用は十分期待できます。

関連団体·組織

全国老人福祉施設協議会

http://www.roushikyo.or.jp/



通所リハビリテーションセンター

在宅の要介護高齢者の心身機能の維持・回復を図るため、リハビ リテーションを行う機関

概要

在宅の要介護者のなかで、その主治医が必要と認めた人に対し、通所や心身機能の維持・回復を目的とする計画的な医学管理のもと、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションを行う施設です。入浴や食事などの介護サービスも行われます。介護老人保健施設や病院、診療所などに併設されていることが多いのが一般的です。

施設数

7.915か所(2017年10月現在)

主な就業職種

医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)

採用について

介護保険においてはリハビリテーションが重視されており、今後も大いに期待できます。老人デイサービスセンターよりも医療への依存度が高い利用者が対象であるため、理学療法士(PT)などの資格が求められることが一般的です。

関連団体·組織

全国デイ・ケア協会

http://www.day-care.jp/

日本リハビリテーション病院・施設協会

http://www.rehakyoh.jp/

回復期リハビリテーション病棟協会

http://www.rehabili.jp/



老人(在宅)介護支援センター

在宅の要援護高齢者やその家族が老後生活上の各種相談やサービスの連絡・調整が円滑に受けられるよう、努める機関

概要

在宅の要援護高齢者やその家族などを対象に、身近なところで必要な情報を提供して支援する一方、その家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じます。

また、要援護高齢者などのニーズに応じた保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村や老人居宅生活支援事業を行う人、老人福祉施設、医療施設、老人クラブなどとの連絡調整、介護職員や相談職員の派遣、福祉用具の展示・使用方法の指導、住民の福祉ニーズの把握、各種サービスの周知・利用の啓発を行うキーステーションです。

設置主体は市町村や社会福祉法人、医療法人などですが、夜間や緊急時など24 時間体制によって対応する必要上、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介 護老人保健施設、病院に併設されていることが多いのが一般的です。

介護保険制度のもとでは、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成などを担う指定居宅介護支援事業者として期待されていますが、2006年の同制度の大幅な見直しに伴い、地域包括支援センターとして衣更えしているところが大半となっています。

施設数

3.426か所(2009年10月現在)

主な就業職種

生活相談員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、保健師、看護師、介護職員、 事務職員

採用について

地域包括支援センターに移行したセンターが多く、採用に関しては確認が必要です。

関連団体・組織

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 http://www.zaikaikyo.gr.jp/



地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する

概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援 事業などを地域で一体的に実施する役割を担います。

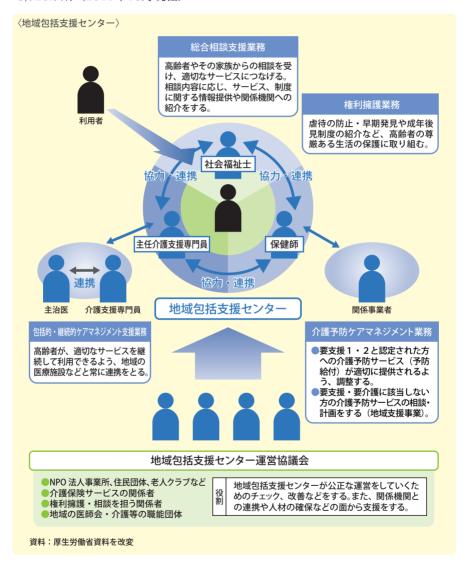
具体的には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域で一体的に実施します。

また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)などを配置し、多職種との協働による地域包括支援ネットワークを構築するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどさまざまな社会資源が有機的に連携することができるようにします。さらに指定介護予防支援として、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。

このほか、自立している一般高齢者に対する介護予防講習会などによる介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における介護予防に関する自主的な活動への支援などの介護予防事業、および市町村が地域の実情に応じ、要介護被保険者を介護する人、その他個々の事業に対し、介護給付など費用適正化、家族介護支援などの任意事業も実施します。

なお、設置主体は市町村です。

5.020か所(2017年10月現在)



主な就業職種

保健師、または経験のある看護師、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、

社会福祉士

採用について

2012年および2015年の介護保険制度の見直しに伴い、すべての中学校通学区域で地域包括支援センターが整備されるため、保健師や主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士の採用が大幅に見込まれます。

関連団体・組織

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 http://www.zaikaikyo.gr.jp/



認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

家庭的で落ち着いた雰囲気のなかで高齢者の生活を支える施設

概要

介護保険制度のもと、要介護者であって認知症の人(認知症の原因となる疾患が 急性の状態にある人を除く)に対し、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常 生活上の世話、および機能訓練を行う共同生活のための住居(認知症対応型共同生 活介護)として位置づけられています。

通常、地域にある住宅(アパート、マンション、一戸建て住宅など)で共同生活をする形態で、定員は原則として5~9人となっています。居室は個室で、かつ居間や食堂などの共有スペースがあることが要件となっています。職員は利用者3人に1人以上の割合で配置するほか、夜間は少なくとも1人以上常駐することが必要です。

施設数

1万3,346か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)

採用について

「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~ (新オレンジプラン)」にもとづき、認知症の人は2025年には約700万人(約5人に1人)にも増加するとされており、採用の枠も増える傾向にあります。

ただし、東京都などの一部を除き、各地に多数整備された結果、総量規制がかけられているところがあるため、採用状況が厳しい場合もあります。もっとも、マンパワーの質の向上という面では社会福祉士や介護福祉士など有資格者への期待は今後も大きいと思われます。

関連団体・組織

全国グループホーム団体連合会

http://gh-japan.net/

日本認知症グループホーム協会

http://ghkyo.or.jp/

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

https://www.takurosho.net/

全国老人福祉施設協議会

http://www.roushikyo.or.jp/



老人福祉センター

無料、または低額な料金で高齢者の健康の増進やレクリエーションを支援する機関

概要

無料、または低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与します。

目的などにより特A型、A型、B型の3種類があります。このうち、特A型は市町村が運営し、日常生活全般にわたる相談、健康の増進や生業・就労に関する指導、機能訓練などを行います。これに対し、A型とB型は市町村や社会福祉法人が運営し、A型は、健康増進に関する指導以外の日常生活全般にわたる相談や教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助などを行います。

一方、B型は、A型の機能を補足するものです。

なお、類似の施設として、老人憩いの家や老人休養ホームなどがあります。

<A型老人福祉センターの講座の例>

気功・太極拳講座	第1・3月曜日 AM10:00~PM12:00
社交ダンス講座	第2・4月曜日 PM1:00~PM3:00
俳句講座	第2水曜日 PM2:00~PM4:00
手芸	第1・3木曜日 PM2:00~PM4:00
ためになる暮らしの講座	

ためになる暮らしの講座	
とっさのときの救命講習	○月×日 PM1:30~PM4:30
転倒骨折・骨粗鬆症予防教室	○月△日 PM2:00~PM3:30
家庭でできる健康体操	○月○日 PM2:00~PM3:30
楽しい絵手紙講座 (2回)	×月×日 PM1:30~PM3:30

施設数

特A型:242か所、A型:1,353か所、B型:437か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活相談員、事務職員

採用について

高齢化に伴う在宅福祉の重視のため、必要な機関ですが、財政上の理由などから、今後、大幅に整備される見込みは低いと思われます。このため、新しい機関を開設するとき、または欠員が生じたときなどに採用が見込まれる程度というのが現状です。

関連団体・組織

自治体

全国社会福祉協議会(全社協)

http://www.shakyo.or.jp/



介護療養型医療施設(介護療養病床)

長期療養者への医療サービスや介護を提供する施設

概要

医療法に規定される療養病床などを有する病院や診療所で、入院する要介護者に施設サービス計画(ケアプラン)にもとづいた療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護などの世話、機能訓練、その他の必要な医療を行います。それだけに、医療重視の長期療養者への適切なケアや療養環境、医学的管理を提供することが求められます。

なお、医療制度改革に伴い、介護療養型 医療施設(介護療養病床)は当初、2012年 3月までに廃止されることになっていました が、その"受け皿"の整備が進んでいないた め、2024年3月まで猶予されることになり ました。



施設数

1.196か所(2017年10月現在)

主な就業職種

医師、看護師、医療ソーシャルワーカー(MSW)、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、精神保健福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護職員、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、医療秘書、事務職員

採用について

介護療養型医療施設(介護療養病床)はいずれ介護療養型老人保健施設やケアハウス、2018年4月に創設された介護医療院などに統廃合されるため、採用にも影響がありそうです。

関連団体・組織

日本慢性期医療協会 http://jamcf.jp/



訪問看護事業所(訪問看護ステーション)

利用者の自宅を訪問し、療養生活を支える機関

概要

自宅で継続して療養を受ける状態にある高齢者に対し、その主治医が必要と認めた場合、看護師などが主治医の指示を受けて本人の居宅を訪れ、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

具体的には、疾病や負傷などによって寝たきりやこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護師などが本人の居宅を訪問し、病状の観察や清拭、褥瘡の処置、カテーテルなどの管理、リハビリテーション、家族への療養上の指導など、介護に重点を置いた看護サービスを行います。医療への依存度が高い状態で自宅療養する人が増えているなか、きわめて重要な役割を担っています。

また、2012年の介護保険制度の見直しに伴い、24時間365日にわたり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が導入され、訪問介護事業所と一体型、もしくは連携型の事業を行うことができるようになったため、その役割はますます高まっています。

設置主体は、地方自治体、医療法人、社会福祉法人、医師会、看護協会など、厚生労働大臣が定める者のうち、一定の基準により、都道府県知事の指定を受けた者となっていますが、実際は医療法人による設置・運営が最も多くなっています。

施設数

1万305か所(2017年10月現在)

主な就業職種

看護師、准看護師、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、理学療法士 (PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、事務職員

採用について

介護保険制度の見直しをはじめ、「後期高齢者医療制度」の創設など医療制度改革に伴って整備が図られているため、今後も大幅な求人が見込まれます。

また、福祉系企業・事業所によっては理学療法士(PT)や作業療法士(OT)が必要となる場合もあるため、これらの職種についても採用の余地があります。

関連団体·組織

全国訪問看護事業協会

http://www.zenhokan.or.jp/

日本訪問看護財団

http://www.jvnf.or.jp/



小規模多機能型居宅介護事業所

要介護者に対し、通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせて在宅での生活支援や機能訓練を行う事業所

概要

要介護者に対して、在宅での生活が継続できるよう、通いを中心として、要介護 状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介 護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う事業所です。

「小規模多機能型居宅介護」は、認知症高齢者に対し、民家などで通い・訪問・宿泊などのサービスを提供していた「宅老所」を参考に、2006年4月の介護保険法改正で制度化された地域密着型サービスの1つです。事業所では多機能化したサービスを包括的に提供し、住み慣れた地域での生活を24時間365日支援します。

1事業所当たりの利用登録数は29人以下で、1日当たりの利用定員は「通い」で15人まで、「泊まり」は9人までとなっています。また、介護保険では訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与などのサービスを併用することができます。



施設数

5.363か所(2018年4月現在)

主な就業職種

介護職員、看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)

採用について

施設数、利用者ともに徐々に増加する傾向にあります。地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の1つになることが期待されており、今後も採用が見込まれます。

関連団体・組織

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

http://www.shoukibo.net/

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

https://takurosho.okoshi-yasu.net/



介護医療院

要介護者を対象に長期療養のための医療と介護を一体的に提供する施設

概要

介護老人保健施設などへの転換が進まず、2011年、2017年と二度にわたり廃止が延期された介護療養型医療施設(介護療養病床)の"受け皿"として、2018年に創設された介護保険施設*で、長期療養が必要な要介護者を対象に、施設サービス計画(ケアプラン)にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

慢性期の医療・介護ニーズへ対応し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進していくため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」など、これまで介護療養病床が担ってきた医療機能に加え、「生活施設(生活の場、住まい)」としての機能を兼ね備え、利用者の自立支援とともに、地域に開かれた交流施設としての役割を担うことが期待されています。

対象となる利用者や施設基準(人員基準など)の違いにより、 I 型(介護療養病 床相当)と II 型(老人保健施設相当以上)の 2 種類があります。

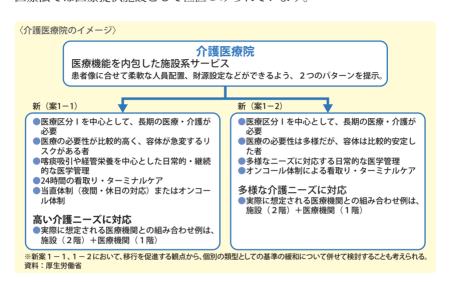
このうち、I型は、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症

高齢者等を主な対象としており、施設基準は「介護療養病床」に相当します。これに対し、II型はI型と比べ、容態が比較的安定した人を対象とし、基準は「老人保健施設」相当以上としています。両型とも面積基準は老人保健施設相当の8.0平方メートル/床以上で、多床室の場合でも家具やパーティションなどを設置し、プライバシーに配慮することが整備の要件に含まれています。



なお、病院、または診療所から転換した場合、転換前の名称を引き続き使用する ことができます。

*医療法では医療提供施設として位置づけられています。



〈介護医療院のタイプ〉 介護医療院 (1)(II)基本的性格 要介護高齢者の長期療養・生活施設 介護保険法 設置根拠 ※生活施設としての機能重視を明確化。 (法律) ※医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。 重篤な身体疾患を有する者および身体合併症を有 主な利用者像 左記と比べて、容体は比較的安定した者 する認知症高齢者 等(療養機能強化型A・B相当) 介護療養病床相当 老健施設相当以上 (参考:現行の介護療養病床の基準) (参考:現行の老健施設の基準) 施設基準 医師 48対1 (3人以上) 医師 100対1(1人以上) (最低基準) 看護 6対1 看護 3対1 介護 6対1 介護 ※うち看護2/7程度 老健施設相当(8.0㎡/床) ※多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、 面積 プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。 低所得者への配慮 補足給付の対象 (法律)

資料:厚生労働省 介護医療院について「介護医療院の概要」

施設数

113か所(I型:68か所、II型:43か所、I型およびII型混合:2か所)(2018年 12月現在)

主な就業職種

医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護福祉士、理学療法士 (PT) 、作業療法 士 (OT) 、言語聴覚士 (ST) 、栄養士、介護支援専門員 (ケアマネジャー) 、支 援相談員、診療放射線技師、調理員、事務職員など

採用について

2023年度末までに介護療養病床は廃止され、介護医療院へ順次転換されるため、採用の枠は広がるものと思われます。

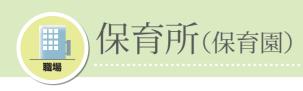
関連団体·組織

日本介護医療院協会 - 日本慢性期医療協会 https://jamcf.jp/kaigoiryouin/

子ども・女性にかかわるしごと

[職場]

保育所(保育園) 認定こども園 企業主導型保育所 児童養護施設 乳児院 地域子育て支援センター 児童家庭支援センター 児童心理治療施設(旧情緒障害児短期治療施設) 障害児入所施設 児童発達支援センター 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 児童自立支援施設 少年院 保護観察所 児童相談所•一時保護所 家庭裁判所 児童館•学童保育室 母子生活支援施設 母子・父子福祉センター 婦人保護施設 婦人相談所・女性相談センター・ 女性センターなど 子ども食堂



子どもたちの世話を通じ、その心を豊かに育む施設

概要

保護者の委託を受け、保育を必要とする乳児や幼児を保育します。

具体的には、親など保護者のしごとや病気などのため、家族では保育が困難な0歳から就学前までの乳幼児を預かり、保護者に代わり、食べる、遊ぶ、眠る、排泄などの基本的な生活習慣を身につけさせたり、食事を用意したり、各種診療によって健康管理に努めるなど、健全な育成と豊かな人格形成の手助けをしたりします。通常は、朝、登園し、夕方に降園するまでの間、保育士による指導が行われます。

しかし、近年、共働きの家庭が増えているだけでなく、母親の病気や出産などにより、午後8時ごろまでの延長保育や0歳児保育、緊急一時保育、さらには午後10時ごろまでの夜間保育や休日保育、障害児保育が行われるなど保育ニーズも多様化しています。

また、乳幼児のころは人格の基礎をつくる大切なときであるため、家庭的な環境でゆったりと過ごせるように配慮し、友だち同士の交流を通じて成長し合うべく、働きかけているところもあります。

施設数

2万9,338か所(2018年4月現在)

主な就業職種

保育士、保健師、栄養士、調理員、事務職員、運転手

<保育所での1日>

時間	活動内容	
7:00~8:30	登園	
8:30~	室内遊び、個別活動	
9:30~	朝の会	
10:00~	飲み物	
10:15~	戸外遊び(お散歩、園庭などにて)	
11:30~	室内遊び	
12:00~	昼食	
13:00~	午睡	
15:00~	おやつ	
15:30~	室内遊び(絵本読み聞かせ、運動など)、戸外遊びなど	
17:00~	降園	
18:30~20:00	延長保育	
(19:00)	(夕食)	

採用について

政府は近年の課題である待機児童の解消に向け、2010年1月に「子ども・子育てビジョン」を策定しました。また、2013年7月、成長戦略の最優先課題として「待機児童解消加速化プラン」を発表し、2017年度末までの5年間で保育所の定員増約53.5万人分を確保しました。このプランでは株式会社の認可保育所(保育園)の参入も奨励しています。その後、2017年6月に策定された「子育て安心プラン」では2018年度から2020年度末までに約29.3万人の定員増を見込んでいます。

こうした動きを受け、2018年4月の保育所など*の利用定員は約280万人と増加傾向にありますが、保育所などの待機児童は2018年4月現在、1万9,895人で、潜在的な数も含めると同約9万人ともいわれており、相変わらず不足している状況です。

また、2015年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、特定地域型 保育事業による小規模保育事業所なども設置され、職員数の需要も見込まれるた め、今後、採用の枠はますます広がるものと思われます。

加えて、最近では共働き夫婦の通勤の便も考え、駅前保育所(保育園)や企業・学校内保育所(保育園)、さらには定員が6~19人で、0~3歳未満の乳幼児を対象とする小規模保育所(保育園)も増えつつあります。ただ、保育士という職種は結婚や出産などで中途退職する人たちも少なくないため、これらの離職保育士に対し、政府は、2020年度末までに7.7万人の保育人材を確保するため、新規資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援を総合的に実施しており、採用の枠は十二分にあります。

なお、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各保育所の採用試験にそれぞれ合格することが前提となります。

*特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を含む

関連団体 • 組織

全国保育協議会

http://www.zenhokyo.gr.jp/

日本保育協会

http://www.nippo.or.jp/

全国私立保育園連盟

http://www.zenshihoren.or.jp/



幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプが ある施設

概要

「就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)」にもとづき、幼稚園や保育所(保育園)などのうち、就学前 の子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能 を備える施設です。

具体的には、教育・保育を一体的に行い、保護者の子育て相談や親子の集いの場を提供します。保育所(保育園)の待機児童の解消や幼児教育の充実、近年の幼保一体化の議論のなか、2006年10月に制度化されたもので、幼稚園と保育所(保育園)が一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園に保育所(保育園)の機能を加えた幼稚園型、保育所(保育園)に幼稚園の機能を加えた保育所型、自治体独自の認定によって運営される地方裁量型の4つのタイプがあります。

いずれも3歳以上の子どもに対し、それぞれのタイプに応じた教育や保育、また、その保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。利用者は公立、私立を問わず、施設と直接契約し、施設が決定した保育料を支払いますが、都道府県や市町村によって料金は異なります。

なお、2012年3月の「子ども・子育て新システムに関する基本制度」などに伴い、同年8月、「認定こども園法」の改正法が公布されました。この結果、学校や児童福祉施設としての法的な位置づけをもつ新たな「幼保連携型認定こども園」の創設などの内容が盛り込まれ、2015年4月1日から施行されています。

施設数

6,160か所(2018年4月現在)

主な就業職種

保育士、幼稚園教諭

採用について

2015年4月1日からスタートした制度の改正のもと、新たな「幼保連携型認定こども園」の職員について幼稚園教諭と保育士試験の両方を有していることを原則としていますが、施行後5年間は幼稚園教諭免許状、または保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができる、とする経過措置が設けられています。この経過措置は2020年3月末までと定められていますが、5年間延長することが検討されています。

一方、「幼保連携型」以外の認定こども園については、満3歳以上については、 幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましい、満3歳未満については 保育士資格が必要とされています。

<各施設の違い>

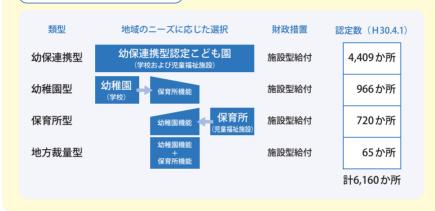
	幼稚園	保育所	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
役割	幼児教育	保育	幼児教育、保育、子育て支援
対象の子	3歳~就学前	保育を必要とする0歳~就学前	0歳~就学前のすべての子
1日の時間	標準4時間	原則8時間	4時間8時間ともに可
長期休業	あり	なし	設置者が決める
料金の決定	設置者	認可/市町村 無認可/施設	設置者
手続き先	設置者	認可/市町村 無認可/施設	設置者
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	0~2歳児は保育士。3~5歳児は 両資格の併有が原則(ただし、 経過措置あり)。

〈「認定こども園」の概要と現状〉

「認定こども園」とは

- ○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定
 - ①教育および保育を一体的に提供
 - ②地域における子育て支援の実施(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置



2019年10月に予定されている消費税の10%への引き上げに伴い「幼児教育・保育の無償化」が実施されるほか、2020年度末までに待機児童解消に必要な保育の"受け皿"の整備、保育士の確保や処遇を改善する施策が予定されているため、採用にも影響がありそうです。

関連団体 • 組織

全国認定こども園協会

http://www.kodomoenkyokai.org/



企業主導型保育所

企業の従業員や地域の子どもを預かるための施設

概要

企業が従業員や地域の子どもを預かるための保育施設です。多様な働き方に対応した保育サービスの拡大や待機児童の解消、仕事と子育てとの両立を図ることを目的とした「企業主導型保育事業」により、整備費・運営費の助成を受けることができ、次のような特徴があります。

- ・従業員の働き方に応じ、多様で柔軟な保育サービスが提供できる(延長・夜間、土日・休日、短時間・週2日のみの利用なども可能)。
- ・複数の企業による共同設置や共同利用ができる。
- ・地域住民の子どもの受け入れができ、地域に 貢献できる。
- ・認可外保育施設であるが、認可施設と同程度 の運営費・整備費の助成が受けられる。
- ・利用者と直接契約ができる。



施設数

2,597か所 (2018年3月)

主な就業職種

保育士、子育て支援員、保健師、看護師、調理員など

採用について

2016年4月の子ども・子育て支援法の改正により創設された「仕事・子育て両立支援事業」の1つで、企業主導型保育所について2016年度からの2年間に5万人分の保育の"受け皿"を確保することとされました。それ以降、施設数は急増してお

り、また、今後、参入してくる企業も増えていくことが予測されることから、採用 の枠は広まるものと見込まれます。

関連団体·組織

公益財団法人 児童育成協会

http://www.kodomono-shiro.or.jp/



児童養護施設

さまざまな事情で家族による養育が困難な児童を家庭に代わって 養育する施設

概要

保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、その自立を支援する施設です。

具体的には、児童に食事や入浴、掃除などの基本的な生活指導から学校生活や友だちとの付き合いに関する相談、学校の教師と連携を密にした学習指導など、きめ細かな対応を行います。また、地域との交流活動や児童相談所など公的機関との連絡・調整、保護者との面接など幅広い活動を行うほか、就職や進学の指導など、児童が自立した社会人として生きていくことができるよう、支援をしています。

このほか、非措置児童の家庭の家族関係の調整をはじめ、保護者の子育てのパートナーとしての役割を果たして退所した人に対する相談、自立のための支援なども行います。施設によっては、保護者が病気などの理由で児童を一時的に預かる短期入所生活援助(ショートステイ)や夜間養護(トワイライトステイ)などの事業も行っています。

1日の日課は通常、朝6:00ごろに起床し、洗面や体操、掃除のあとに登校し、下校後はスポーツなどを楽しんだのち、夕食をとり、入浴後に学習や団らん、テレビを観たあと、夜20:00以降、順次就寝します。

施設数

608か所(2017年10月現在)

主な就業職種

児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担 当職員、職業指導員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

従来、欠員が生じた場合に採用の枠ができる程度でしたが、2000年11月に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されて以来、施設の整備・拡充が図られています。また、小規模児童養護施設が2006年4月から実施され、2017年8月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」では施設の高機能化および多機能化・機能転換、小規模、かつ地域分散化に向け、職員配置・専門職の配置の充実、職員の人材育成なども盛り込まれているため、求人は今後も増えていくものと思われます。

求められる人材は福祉の専門的知識だけでなく、スポーツや音楽など児童と接するための方法をたくさんもっている人ですが、児童虐待の問題では児童のみならず、保護者へのケアも要求されます。

なお、採用時には児童指導員、保育士の資格の取得が求められます。

関連団体 · 組織

全国児童養護施設協議会

http://www.zenyokyo.gr.jp/



保護者の養育を受けられない乳幼児を養育し、退院したのちも相 談や援助を行う施設

概要

乳幼児(原則として1歳未満の乳児を入所させて養育しますが、必要な場合は就学前の幼児の入院も可能です)が入院し、養育されたのちに退院した乳幼児についての相談や援助、また、保護者に対する支援などを目的とする施設です。

母親の疾病(精神疾患を含む)や入院、療養、出産、家族の入院の付き添い、両親の別居、離婚、家出、死亡、未婚の母の子どもなどによって養育が不可能、また、両親がいても養育の能力がない、もしくは虐待や養育拒否、ドメスティックバイオレンス(DV)の被害の子、遺棄児(置き去りなど)など、家庭環境上の問題を抱えている乳幼児を親などの保護者に代わり、養育します。

具体的には、乳幼児らの精神発達の観察や指導、授乳、食事、おむつ交換、入浴、日光浴、安らかに睡眠ができる環境の整備、遊びの指導、健康診査などを行って健康管理と安全管理に万全を期し、心身ともに健やかな成長を温かく見守ります。とくに乳児は病気に対する抵抗力が弱いため、看護師や医師、保育士が24時間体制で生活全般にわたって世話をするので、勤務形態は日勤、早番、遅番、夜勤、休日勤務などと変則的です。

今後、子育てに課題がある保護者へのアフターケアを含む親子の関係の調整をは じめ、子育てに不安や悩みがある保護者へのカウンセリングなどによる支援、ま た、里親の地域支援の拠点としても期待されています。

施設数

138か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

医師、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、保育 士、児童指導員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

核家族化や共働き、女性の社会進出、未婚の母、保護者の家出、離婚などの増加に伴い、施設の整備が望まれています。また、2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、施設の高機能化および多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向け、職員配置・専門職の配置の充実、職員の人材育成なども盛り込まれているため、今後も採用は見込まれると思われます。

関連団体·組織

全国乳児福祉協議会

http://www.nyujiin.gr.jp/



地域子育て支援センター

子育てにかかわる相談や助言などの援助を行う機関

概要

乳幼児やその保護者が交流を図る場所、たとえば公共施設や空き店舗、公民館、保育所(保育園)などの児童福祉施設、小児科医院の医療施設などで子育てにかかわる相談や情報の提供、助言などの援助を行います。

実施される場所には、子育て支援に関して意欲があり、かつ子育でに関する知識 と経験を有する人が配置されます。

施設数

一般型:6,441か所、連携型:818か所(2018年3月現在)

主な就業職種

保育士、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)

採用について

ここ数年、少子対策と女性の社会進出への支援のため、保育所(保育園)の機能 を補完すべく拡充が図られています。

具体的には、2005年度からの「子ども・子育て応援プラン」にもとづき、2010年度までに4,400か所整備されたほか、同年1月からの「子ども・子育てビジョン」にもとづき、従来の「ひろば型」と「児童館型」にこの「センター型」を加えて再編、計1万か所に拡充されることになりました。さらに、2013年度からは新たに地域機能強化型を加える一方、「ひろば型」と「センター型」を「一般型」に統合したほか、「児童館型」を「連携型」に再々編することになったため、採用枠は一層広がりつつあります。

関連団体・組織

自治体

NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会

http://kosodatehiroba.com/



児童家庭支援センター

児童に関する家庭などからの各種の相談や指導を行う機関

概要

児童に関する家庭などからの各種の相談のうち、専門的な知識と技術を必要とするものに応じ、助言するとともに、保護を要する児童への指導や児童相談所などとの連絡・調整を総合的に行う施設です。このため、相談室のほか、児童短期入所(ショートステイ)や夜間養護等(トワイライトステイ)事業、一時保育などの在宅サービス、子育て支援のためのネットワークづくり、児童虐待防止への取り組みなどを実施しています。

施設数

114か所(2017年10月現在)

採用について

児童相談所との連携上、保育士や児童の遊びを指導する者(児童厚生員)、社会福祉士などは望まれています。2015年3月に策定された「少子化社会対策大綱」では、2019年末までに340か所の設置目標が公表されていることから、採用の可能性はありそうです。

関連団体·組織

自治体

全国児童家庭支援センター協議会

http://www4.ttn.ne.jp/~e-jikasen/



児童心理治療施設

(旧情緒障害児短期治療施設)

軽度の情緒障害を抱えた児童を総合的に治療・支援し、早期の家 庭復帰などをめざす施設

概要

軽度の情緒障害のある児童が短期間入所、または保護者のもとから通い、情緒障害を治すことを目的とする施設で、2017年4月より「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に名称が変更されました。

具体的には、家庭や学校における人間関係などが原因で感情や情緒に不調をきたし、緘黙(かんもく:口を閉じて何もいわず、押しだまる)や不登校、反抗、乱暴、窃盗、授業の妨害などの問題行動やチックや爪かみ、夜尿、拒食などの神経性習癖などを有する児童を対象に各種心理療法や生活指導、教育を行い、社会適応性を高めます。施設によっては総合的福祉対策の一環として、カウンセリングや家族療法を行うところもありますが、入所児童のうち、被虐待児童が増加しているため、その対応が課題となっています。

施設数

46か所 (2016年10月現在)

主な就業職種

医師、看護師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理 員、ソーシャルワーカー、事務職員

採用について

施設が少ないため、基本的には欠員が生じた場合にのみ補充されているのが実情です。

関連団体・組織

児童心理治療施設ネットワーク http://zenjishin.org/



障害児人所施設

入所により障害のある児童へ福祉サービス・治療を提供する施設

概要

障害のある児童が入所し、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識や技能の付与を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。

なお、障害児が入所する施設は以前、障害種別ごとに分かれていましたが、複数 の障害に対応できるよう、2012年度に障害児入所施設に再編されました。もっと も、これまでと同様、障害の特性に応じたサービスの提供も認められています。

施設数

福祉型障害児入所施設:263か所、医療型障害児入所施設:212か所(2017年10月現在)

主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

人口規模が大きい市のなかには採用の枠も広がっていくと思われますが、その場合、理学療法士(PT)や作業療法士(OT)、看護師などの有資格者はより有利でしょう。

関連団体・組織

全国身体障害者施設協議会

http://www.shinsyokyo.com/

日本知的障害者福祉協会

http://www.aigo.or.jp/

日本重症心身障害福祉協会

http://www.zyuusin1512.or.jp/

全国重症心身障害児(者)を守る会

http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/



児童発達支援センター

通所により障害のある児童へ福祉サービス、治療を提供する施設

概要

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活 に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を受ける地域の 中核的な療育支援施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」、および福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。障害児に対する通所施設は以前、障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう、2012年度に一元化されました。もっとも、これまでと同様、障害の特性に応じたサービス提供も認められています。

施設数

福祉型児童発達支援センター:528か所、医療型児童発達支援センター:99か 所(2017年10月現在)

主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

当面、人口規模が大きい市は10万人を目安に複数、また、人口規模が小さい市町村でも最低1か所設置(第1期障害児福祉計画(2018~2020年度)では、2020年度末までに各市町村に最低1か所以上設置することを目標としている)されることになっているため、採用の枠は今後、広がると思われます。

関連団体·組織

全国児童発達支援協議会

http://www.cdsjapan.jp/



放課後等デイサービス事業所

放課後や休業日の障害児を通所によりサポートする事業所

概要

学校へ通学している障害児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に通う施設です。生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することで、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

具体的には、以下のようなメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ②創作的活動、作業活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

また、本人が混乱しないよう、学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性 に配慮しながら学校との連携・協働による支援も行います。

施設数

1万1,301か所(2017年10月現在)

主な就業職種

児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、技能訓練担当職員、障害福祉 サービス経験者

採用について

市町村によっては保育所(保育園)の入所への待機児童の増加に伴い、保育所(保育園)に代わるデイサービスの事業所として増える見込みです。また、第1期障害者福祉計画(2018~2020年度)において、2020年度末までに各市町村に少

なくとも 1 か所確保することが求められており、今後、採用の枠は広がると思われます。

関連団体・組織

全国児童発達支援協議会

http://www.cdsjapan.jp/

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会

http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/



保育所等訪問支援事業所

障害児が障害児以外との集団生活に適応できるよう、サポートする事業所

概要

保育所(保育園)などを現在利用している障害児、または今後、利用する予定の障害児が保育所(保育園)などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、2週間に1回程度施設を訪問し、「保育所等訪問支援」を提供することにより保育所(保育園)などの安定した利用を促進します。

訪問先は、保育所(保育園)をはじめ、幼稚園や認定こども園、小学校、特別支援学校、自治体が認めた児童が集団生活を営む施設、乳児院、児童養護施設です。

施設数

969か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

児童指導員、保育士、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士 (ST)

採用について

放課後等デイサービス事業所と同様、2012年4月の「児童福祉法」改正により 創設された事業所です。2018年4月の同法改正に伴い、乳児院や児童養護施設も 訪問先として拡大されたことから、今後、徐々に整備・拡充されることは間違いあ りません。このため、市町村によっては採用の枠は広がると思われます。

関連団体·組織

全国児童発達支援協議会

http://www.cdsjapan.jp/



児童自立支援施設

不良行為をした、またはそのおそれのある児童の社会的自立を支援する施設

概要

不良行為をなした、またはそのおそれのある児童および家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童が入所、または保護者のもとから通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。かつては「教護院」と呼ばれていましたが、1998年に名称が変更されました。

具体的には、窃盗や浮浪、性的悪戯、傷害、恐喝、暴力、乱暴、反抗、怠学など 反倫理的、または反社会的な不良行為、もしくはそのような不良行為のおそれのあ る児童などに対し、適切な生活と教育の環境を与え、その行動を改善するため、児 童自立支援専門員や児童生活支援員による生活指導、教諭による学校教育を中心に 自立支援を行います。

ただし、この施設は非行児童の心理的な矯正や懲罰を科すところではなく、あくまでも家庭的な小さな集団のなかで情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより児童の社会的な自立を助長するところに目的があります。

施設数

58か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

児童自立支援専門員、児童生活支援員、教員、栄養士、調理員、医師、職業指導員、事務職員

採用について

施設が少ないため、欠員が生じた場合に補充される程度です。しかも、採用者の ほとんどは、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の卒業生です。 ただし、長期的な処遇の必要上、家庭裁判所から少年院に送致されてきた非行少年と短期的な処遇で済む児童に分け、それぞれの自立支援を図るなど、時代に合った役割も期待されているため、中長期的には多少の求人増は見込まれるものと思われます。

関連団体·組織

全国児童自立支援施設協議会

http://zenjikyo.org/



非行少年(児童)を立ち直らせるため、社会に不適応な原因を取り除いて健全な育成を図る施設

概要

家庭裁判所から保護処分として送致される、おおむね12~20歳未満の非行少年(児童)、および16歳まで刑の執行を少年院で受ける少年(児童)に対し、入所、矯正教育を行い、その円滑な社会復帰を期す法務省所管の矯正施設です。

具体的には、年齢や性別、非行の程度、心身の著しい故障などに応じ、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院のいずれかに入所し、小・中学校、高校などの学校教育に準ずる教科教育や職業補導、生活指導、保健・体育、特別活動などを通し、社会生活に適応させるための矯正教育が行われます。

また、その効果的な処遇のため、問題性が単純か、比較的軽いか、あるいは早期 改善の可能性が大きいかどうかにより、一般短期処遇と特修短期処遇、長期処遇に 分けられ、それぞれの処遇課程ごとに処遇計画が作成されます。そのうえで、教育 的処遇や心理劇、カウンセリング、自律訓練法、交流分析、読書療法などの治療的 処遇、薬物乱用や自動車、交友、家族など非行に直接かかわる問題に働きかけ、そ の非行性の除去を図る問題群別の指導などにより、目標達成のために努力するよ う、指導が行われます。

このほか、近年、保護処分の多様化とともに、短期少年院や交通少年院を設ける 一方、仮退院という形で社会復帰し、保護観察を受けるため、関係機関や地域社会 との連携も図られています。

なお、医療少年院を除いて男女は別の施設が設けられています。

施設数

51か所(2018年10月現在)

主な就業職種

法務教官、法務技官

採用について

定期採用や欠員の補充などに応じ、公務員試験を実施して採用を決めていますが、公務員への就業に人気が集まっているため、門戸はきわめて狭いのが実情です。

関連団体・組織

法務省矯正局

http://www.moj.go.jp/



保護観察所

犯罪をした人や非行のある少年に対し、更生のための指導と支援 を行う機関

概要

犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、指導(指導 監督)と支援(補導援護)を行う機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれてい ます。

具体的には、刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家裁で保護観察処分を受けた少年や少年院の仮退院者に対し、社会内処遇(施設外の社会の中で処遇)により、保護観察や精神保健観察(「医療観察法」により、心神喪失などの状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった人に対し、入院・通院中の生活状況等を見守るほか、医療および退院後の生活環境の調整、処遇実施計画の作成、ケア会議の開催を行う)のほか、釈放後の住居や就業先などの生活環境の調査・調整、更生緊急保護(宿泊所や食事、金品などの提供、就業の援助、社会生活に必要

な指導助言など)、犯罪や非行の予防活動を行います。

保護観察は、保護観察所に配置される保護観察官と地域で活動する保護司(ボランティア) が協働して行います。

なお、宿泊場所の提供などについては、出所 後に帰る場所のない出所者に対する住居支援の 一環として更生保護施設、自立準備ホームに委 託して行っています。



施設数

51か所 (2019年1月現在)

主な就業職種

保護観察官、社会復帰調整官

採用について

保護観察官になるには国家公務員試験に合格する必要があり、"狭き門"です。なお、社会復帰調整官は精神保健福祉士などの資格が必要になります。

関連団体·組織

法務省地方支分部局

http://www.moj.go.jp/

更生保護ネットワーク

https://www.kouseihogo-net.jp/



児童相談所•一時保護所

児童に関する各種の相談に応じ、それぞれの問題解決のために 必要な指導・援助を提供する機関

概要

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次の4つの業務を行う行政機関となります。

- 1. 児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応ずる
- 2. 児童やその家庭について、必要な調査、ならびに医学的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行う
- 3. 児童やその保護者について、必要な調査、または判定にもとづいて必要な指導を行う
- 4. 児童の一時保護を行う

具体的には、18歳未満の児童を対象に、両親の離婚や虐待など家庭や保護者の問題、非行、不登校など児童の問題がある場合、照会や来所、あるいは巡回による相談に応じ、その児童に適した援助を行います。また、虐待などで心身が危険な状態にあるなど緊急の保護が必要な場合、一時的な保護もします。

組織的には相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門、総務部門によって構成されており、一般家庭や学校、福祉事務所、保健所などから相談を受けたり、通告や送致などの形でケースが受理されたりすることになります。このため、これを受け、保護者や児童からその背景などについて事情を聞いたのち、在宅指導や児童福祉施設への入所、国立療養所への入所委託、里親への委託、福祉事務所や家庭裁判所への送致、家庭裁判所への家事審判請求などを行います。

なお、以前は児童相談所に集中していた児童に関する相談について、一義的には 市町村が担うよう改められた結果、児童相談所は深刻な虐待事例を重点的に担当 し、両者が連携して対応するようになっています。

また、2007年6月の「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」および児童福祉法の改正に伴い、虐待の疑いがあるにもかかわらず、児童相談所の家

庭訪問に応じない親子に対し、都道府県知事が出頭を命じたり、これに応じない場合、立ち入り調査、または質問したりすることができるようになっています。

設置されるのは都道府県や政令指定都市、中核市、特例市などです。

施設数

児童相談所212か所(2018年10月現在)、一時保護所137か所(同)

主な就業職種

ソーシャルワーカー(児童福祉司、相談員)、スーパーバイザー(査察指導員)、書記、児童心理司、児童指導員、セラピスト、医師、保健師、臨床検査技師、理学療法士(PT)、栄養士、事務職員

採用について

児童の健全な育成を図るうえでも重要な機関ですが、通常、一般行政職として採用されたのち、配属されるかは定期異動によって決まることになります。

なお、2000年11月に「児童虐待防止法」が施行されたほか、2004年11月、2016年6月に児童福祉法が改正され、2018年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司や児童心理司は2022年までに、保健師は2020年までに増員が図られることになりました。

関連団体·組織



家庭内の紛争や非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う機関

概要

家事事件の審判と調停および少年事件の調査・審判を行う裁判所で、地方裁判所 と同格の司法機関です。

具体的には、家事事件の調停・審判を行う家事部、非行少年の審判や少年の福祉を害する成人の刑事事件の裁判を行う少年部の2つに分かれています。このうち家事部では、夫婦や親子など親族間における人間関係や財産などをめぐる紛争をできるだけ当事者同士の話し合いによって解決させるため、調停が行われますが、それでも決着できない場合、審判に移すこともあります。このほか、職権による後見監督や扶養料などの履行の確保も重要な職務です。

一方、少年部では、犯罪を犯したり、そのおそれのある20歳未満の少年を対象に通常の刑事手続きによる処罰をせず、あくまでもその健全育成と人格形成を図るべく、性格の矯正や環境の調整に関する保護処分のための調査や審判を行います。

なお、12歳未満の少年については児童相談所に先議権があります。また、事件の内容によっては14歳以上であれば検察官に送致し、刑事裁判を行う場合があります。

本庁・支部・出張所数

本庁:50か所、支部:203か所、出張所:77か所(2018年2月現在)

主な就業職種

裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官、参与員、家事調停委員、医師、看 護師

採用について

家庭裁判所調査官は、毎年度、定期的に実施される家庭裁判所調査官補採用 I 種試験に合格したのち、採用されます。

なお、非常勤の参与員と家事調停委員は民間の有識者のなかから委嘱されます。

関連団体·組織

最高裁判所事務総局

http://www.courts.go.jp/



児童館•学童保育室

児童の健全な遊び場を確保し、健康増進や情操を豊かにすることをめざす機関

概要

主に18歳未満の児童に健全な遊びを与え、健康の増進を図る一方、情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童遊園と並ぶ児童厚生施設の一種です。

具体的には、屋内における活動を主とし、その規模や機能などによって小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型などに分かれています。このうち小型児童館は、小地域を対象に子ども会や母親クラブなど、地域に根づいた組織活動の育成・助長を図る総合的な機能をもっています。

また、児童センターは小型児童館の機能に加え、運動や遊びを通じ、体力の増進の機能と年長児童育成機能を併せた特別の指導機能をもっています。

一方、大型児童館のうち、A型は広域の児童を対象とし、児童センターの機能に加え、都道府県内の小型児童館や児童センター、その他の児童館の指導および連絡・調整などの役割を果たす中枢的な機能をもっています。これに対し、B型は自然のなかで宿泊させ、野外活動を行うことができる機能、C型は児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操豊かに芸術や科学・体育などの総合的活動ができる機能をそれぞれもっています(現在、C型は運営されていません)。

なお、その他、公共性や持続性をもつもので、設備や運営などについては小型児童館に準じ、かつそれぞれの対象地域の範囲や特性、対象児童の実態などに応じた児童館があります。地域によっては学童保育室を併設し、昼間、保護者が共働きのため、家庭にいない小学校低学年の児童を預かる学童保育(学童クラブ、放課後児童クラブ)を実施しているところもあります。

いずれにしても、それぞれの児童館では集会室や遊戯室、工作室、音楽室、図書室などを設け、児童たちを友だちとの"遊びの輪"に入れ、子ども同士のいきいきとした遊びの世界を実現しながら協調性や創造性、好奇心を伸ばすことに努めています。このため、音楽や劇、絵画、紙芝居、映画祭、親子劇場、児童劇、伝承遊び、地域の高齢者や障害者との交流活動など、さまざまな遊びや催しを企画して仲間づ

くりを行っています。

平日の午前から昼までは、乳幼児の親子を対象とした遊びのクラブや子育て相談などが行われ、午後以降は、下校した児童が過ごす場となるのが一般的な日課です。土曜日も開放し、日曜日や祝日には地域の人も交えたイベントを行い、子ども会や母親クラブなどの参加により、地域の子育て支援活動の拠点となっています。また、最近は中高生を対象としたプログラムを用意しているところもあります。

児童遊園について

児童遊園は屋外での活動を主とするもので、「都市公園法」にもとづく街区公園と相互に補完的な役割を有し、主として幼児や小学校低学年の児童を対象としています。その標準的な規模は都市部において330平方メートルで、広場やブランコなどの遊具設備、トイレ、水飲み場などを設けることになっています。

施設数

小型児童館2,680か所、児童センター1,725か所、大型児童館A型17か所、同B型4か所、その他の児童館115か所、児童遊園2,380か所(2017年10月現在)、学童保育室2万5,328か所(2018年5月現在)

主な就業職種

児童の遊びを指導する者 (児童厚生員)

採用について

公立の施設が大半であるため、公務員試験に合格し、そのしごとに就くのが一般的ですが、近年、少子化の進行に伴って採用の枠は全般的に狭くなっています。

ただし、近年、共働き家庭が急増しており、児童館はもとより、学童保育室(学童クラブ、放課後児童クラブ)も大幅に不足しています。なかでも学童保育の潜在的なニーズは40万人程度ともいわれ、離職保育士に対し、都道府県保育士・保育所支援センターへの登録が啓発されています。また、2018年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、学童保育の定員を2019年度から2023年度末までに30万人分増やすとしていることから、これらに関連する採用は増加していくものと思われます。

関連団体·組織

児童健全育成推進財団

http://www.jidoukan.or.jp

全国学童保育連絡協議会

http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/



母子生活支援施設

母子家庭の保護と自立に向けた生活支援を行う施設

概要

配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその監護(保護)すべき児童に対し、入所、保護するとともに、その自立の促進のため、生活を支援する施設です。退所者に対する相談、その他の援助も行います。

具体的には、夫との離婚や突然の死別、夫の行方不明、暴力、ギャンブル依存、アルコール依存、薬物依存、"サラ金地獄"からの避難などによって生活の基盤を失ってしまったり、未婚のまま出産して就労できないなど、生活困窮の母子世帯が対象となります。このため、入所する母子は幸せな家族関係のなかで育った経験に乏しく、精神的にも身体的にも疲れ、不安定になっているケースも珍しくありません。

そこで、各世帯に調理の設備や浴室、トイレのある母子室などが用意され、学習室や静養室、医務室なども設けられており、近くに保育所(保育園)などがない場合、保育所(保育園)に準ずる施設も併設されます。このような環境のもとで、就労や保育、健康管理、将来の生活設計について相談・援助を行うほか、児童に対して学習や遊びについての指導も行い、心身の健全な育成と経済的、精神的な自立を図ります。

なお、児童が18歳(必要があると認められる場合は20歳)になると退所しなければならないため、それまでに母子ともにしっかりと自立できるよう、進学や母親の就労、住宅の確保についてできる限り支援することが求められます。

施設数

227か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

母子支援員、少年指導員、保育士、調理員、医師、事務職員

採用について

施設には公立と私立がありますが、いずれも近年は減少しているため、採用はあまり多くありません。しかも、複雑化するばかりの母子家庭問題のなか、生活の場の提供や生活指導の強化、緊急保護の機能の必要性が叫ばれているものの、増設される見通しはほとんどないため、採用状況は厳しいものと思われます。

関連団体·組織

全国母子生活支援施設協議会

http://zenbokyou.jp/



母子・父子福祉センター

母子家庭などの福祉のための便宜や生活支援を総合的に供与する 機関

概要

無料、または低額な料金で、母子家庭などに対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導や生業の指導、技能の習得、内職のあっせん、保育など、母子家庭などの福祉のための便官や生活支援を総合的に供与する施設です。

設置主体は都道府県や市町村、社会福祉法人です。

施設数

56か所(2017年10月現在)

主な就業職種

母子·父子自立支援員、職業指導員、保育士、栄養士、事務職員

採用について

施設数が少ないため、採用の枠もきわめて少ないのが実情です。

関連団体·組織



婦人保護施設

売春を行うおそれのある女性を入所させ、社会復帰をめざす施設

概要

性行、または環境に照らし、売春を行うおそれのある要保護の女性に対し、入所、社会復帰に必要な生活指導や職業指導、授産、就職指導を行う施設です。居室と食事が無料で提供されるほか、必要に応じて日用品や被服なども支給したり、貸与されたりします。

売春は悪質な犯罪に結びつくことも多く、回復途上の精神障害者や知的障害者など日常生活の自立が困難な者も増えているため、婦人相談所や福祉事務所などと連携しながら、その予防や早期発見、啓発活動に努めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」により、婦人保護施設で被害者の保護を行えることが明確にされました。

施設数

46か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

生活指導員、職業指導員、調理員、栄養士、事務職員

採用について

近年、社会問題となっている割には施設が少ないため、欠員が生じた場合などに 求人がある程度です。

関連団体・組織



婦人相談所・女性相談センター・ 女性センターなど

売春を行うおそれのある女性の保護・更生、およびドメスティックバイオレンス (DV) 被害女性の保護を行う機関

概要

性行、または環境に照らし、売春を行うおそれのある要保護の女性の保護・更生 について、次の3つの業務を行う行政機関です。

- 1. 要保護の女性に関する各般の問題の相談に応ずる
- 2. 要保護の女性やその家庭について必要な調査をはじめ、医学的、心理学的、 職能的判定、ならびにこれらに付随した事項について必要な指導を行う
- 3. 要保護の女性の一時保護を行う

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」では、 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことになっており、婦人相談所 に対する期待はますます高まっています。

なお、昨今はその関連施設としてDV被害の女性のため、専用の民間シェルターも開設されています。

施設数

49か所 (2018年11月現在)

主な就業職種

ケースワーカー(婦人相談員)、心理判定員、調理員、介護職員、栄養士、事務 職員、嘱託医

採用について

地方公務員の採用試験に合格することが先決ですが、最初から婦人相談所に配属される可能性は高くないため、定期異動の際に希望することになります。

なお、ケースワーカー(婦人相談員)の場合、社会福祉士の取得が望まれます。

関連団体・組織

内閣府男女共同参画局

http://www.gender.go.jp/



子ども食堂

貧困家庭や孤食の子どもに無料または低額で食事を提供する場

概要

相対的貧困率(世帯所得が標準的所得の半分以下の割合)や子どもの貧困率の悪化により、子どもの食事難や孤食の問題が取り上げられようになり、2012年に活動が開始されてから短期間で全国に広まりました。

具体的には、貧困家庭や孤食の子どもに対し、地域住民のボランティアや自治体が主体となって子どもが一人でも利用できる、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所です。

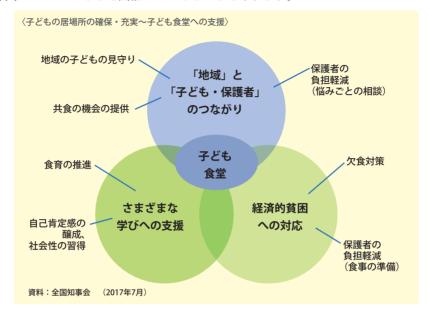
親や地域の人々など、だれでも利用できる食堂も増えており、育児中や母子家庭の母親、高齢者が多く利用するところもあり、子どもの食育・共食や居場所づくりだけでなく、地域交流や子どもの見守りの場など、地域に開かれたコミュニティの場としての役割も担っています。このほか、食堂という形をとらず、子どもの居場所づくりの事業や学習支援事業、高齢者の食事会などと併せて食事を提供するところもあります。

設置や運営に関する公的な基準はなく、だれでも開くことができます。運営主体はNPO法人事業所、社会福祉法人、自治会、個人、企業・事業所、協同組合などさまざまで、食材や資材、調理など運営に要する費用・人員は主に寄付やボランティアによって賄っており、自治体や企業・民間団体などによる助成などの支援も行われています。

開催場所には公民館や児童館などの公共施設、事務所、空き店舗、民家や個人の自宅、飲食店、医療機関や介護施設、お寺や教会などが使われています。

参加費(料金)、開催の頻度、メニューなどは食堂ごとに違いがありますが、有料の場合は数百円ほどで、月1~2回開催している

ところが多く、食事以外にも調理活動、学習支援教室・宿題や遊びの支援、季節の 行事やイベントなどを開催しているところもあります。



施設数

3,718か所(2019年4月現在)

主な就業職種

人員基準などに関する公的な基準はありません。

採用について

全国的に増加傾向で、かつ行政も支援に力を入れていることから、今後、活躍で きる場は広がると思われます。

関連団体・組織

NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ https://musubie.org

障害者に かかわるしごと

[職場

生活介護事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所 グループホーム(共同生活援助施設) 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 共同作業所(小規模作業所) 障害者就業・生活支援センター 点字図書館 身体障害者福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神科病院 精神保健福祉センター・ メンタルヘルス対策支援センター 保健所・市町村保健センター



生活介護事業所

障害者に対し、主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、 生活相談、創作的活動の提供を行う事業所

概要

常時介護を必要とする障害者を対象に、通所することにより主として昼間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、および助言や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う事業所です。

事業所数

7.275か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

事業所の数がもともと少なく、採用の枠も狭かったのですが、法改正によってその数が増えたほか、2018年4月に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者が継続して同じ事業所でサービスを受けられる共生型生活介護事業を行うことができることになりました。このため、採用の枠は広がると思われます。

関連団体・組織



自立訓練(機能訓練)事業所

身体障害者などにリハビリテーションや身体の維持・回復のための訓練などを行う事業所

概要

身体障害者や難病患者などに対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション、生活などに関する相談・助言などを行う事業所です。

利用期間は原則として1年6か月です。

事業所数

428か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活支援員、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

2018年4月より障害の種別を問わず、サービスを利用できるようになりました。また、同年に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者にも継続的にサービスを提供できるようになることから、採用の枠は広がるものと思われます。

関連団体・組織



自立訓練(生活訓練)事業所

知的障害者や精神障害者の生活能力の維持・向上などを行う事業所

概要

知的障害者や精神障害者に対する入浴や排泄、食事などに関し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活相談・助言などを行う事業所です。

利用期間は原則2年間です。

事業所数

1,374か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活支援員

採用について

2018年4月より障害の種別を問わず、サービスを利用できるようになったほか、同年に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者にも継続的にサービスを提供できるようになったため、採用の枠は広がると思われます。

関連団体·組織



就労移行支援事業所

65歳未満の障害者に対し、就労に必要な知識や能力の向上を図 る訓練などを行う事業所

概要

就労を希望する65歳未満の障害者で、一般の企業・事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、障害の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のため、必要な相談などを行う事業所です。利用期間は原則として2年です。

事業所数

3.471か所(2017年10月現在)

主な就業職種

職業指導員、生活支援員、就労支援員

採用について

障害者の地域での就労移行支援は喫緊の課題で、ここ数年で事業所数も増加しているため、今後、採用も増えていくものと思われます。

関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

http://www.selp.or.jp/

全国就労移行支援事業所連絡協議会

http://voccouncil.org/



就労継続支援A型事業所

一般の企業・事業所などに雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約にもとづき、就労に必要な知識と能力の向上を図る訓練などを行う事業所

概要

一般の企業・事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により 雇用契約などにもとづいて就労する人に対し、生産活動の機会の提供や就労に必要 な知識、能力の向上のための訓練を行う事業所です。

事業所数

3,776か所(2017年10月現在)

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

就労移行支援事業所と同様、今後、地域のニーズの高まりとともに増えていくと 思われます。

関連団体·組織

全国社会就労センター協議会

http://www.selp.or.jp/

就労継続支援A型事業所全国協議会

http://zen-a.net/



就労継続支援B型事業所

一般の企業・事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労に必要な知識と能力の向上を図る訓練などを行う事業所

概要

一般の企業・事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、一般の企業・事業所に雇用されていた障害者で、その年齢や心身の状態などの事情により引き続き当該の企業・事業所に雇用されることが困難になった、または就労移行支援によっても一般の企業・事業所に雇用されるに至らなかった人などに対し、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う事業所です。

事業所数

1万1,041か所(2017年10月現在)

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

今後、就労継続支援A型と同様に採用の枠は広がると思われます。

関連団体·組織

全国社会就労センター協議会

http://www.selp.or.jp/



自立生活援助事業所

施設などで生活していた障害者に対し、居宅で生活するための 相談・助言を行う事業所

概要

2018年4月に施行された改正「障害者総合支援法」で新たに創設されたサービスです。障害者支援施設やグループホームなど*を利用していた障害者(知的障害者や精神障害者など)で、地域で一人暮らしを希望する人に対し、地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問(居宅訪問)や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行う事業所です。

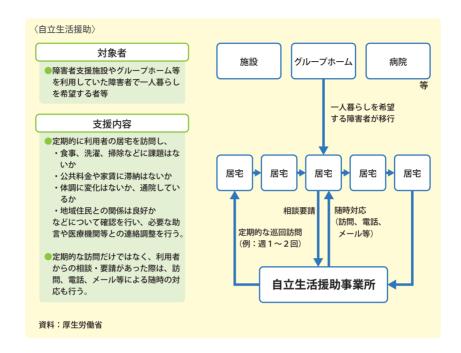
対象者には、①施設などから退所・退院した人のほかに、②すでに地域で一人暮らしをしていて支援が必要な人、③障害、疾病などのある家族と同居していて一人暮らしをしようとする人も含まれます。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除など日常生活の 課題、公共料金や家賃の支払い、体調や通院状況、地域住民との関係など、居宅で の自立した日常生活を営むための各問題について状況の把握や確認を行い、必要な 情報の提供および助言や相談、関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス 事業所、医療機関など)との連絡・調整など、自立した日常生活を営むための環境 の整備に必要な援助を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった場合、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

利用期間は1年間です。

*ほかに、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、精神科病院、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、 刑事施設、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームも含まれます。



主な就業職種

地域生活支援員

採用について

2018年4月の「障害者総合支援法」の改正に伴い、新たに創設されたサービス事業であるため、今後、採用の枠は広がるものと見込まれます。

関連団体·組織

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 http://www.jgh-gakkai.com/ 日本知的障害者福祉協会 http://www.aigo.or.jp/



就労定着支援事業所

一般就労へ移行した障害者が働き続けることができるよう、指導・助言、企業・事業所や家族との連絡・調整などを行う事業 所

概要

就労移行支援など*を利用して一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。

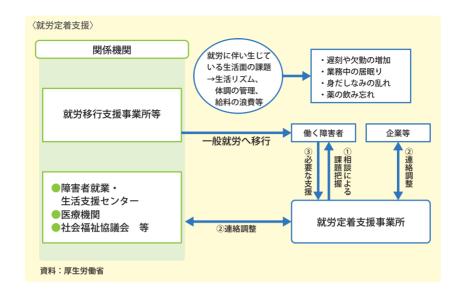
障害者雇用数や就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加するなかで、就労に伴う生活上の支援ニーズが多様化、増大することを踏まえ、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、2018年4月に新たに創設された「障害者総合支援法」にもとづく障害福祉サービスの1つです。

具体的には、①雇用した企業・事業所・自宅などへの訪問や障害者の来所による 月1回以上の相談を通じ、生活リズムや体調の管理や家計など、就労に伴い生じて いる生活面の課題を把握し、②就業先の企業担当者や障害福祉サービス事業者、医 療機関などと連絡を取りながら課題解決に向け、指導・助言などの必要な支援を行 います。

利用期間は最大3年間で、経過後は障害者就業・生活支援センターなどへ引き継がれます。

*このほか、生活介護、自立訓練、就労継続支援があります。





主な就業職種

就労定着支援員

採用について

2018年4月の「障害者総合支援法」の改正に伴い、新たに創設されたサービス 事業で、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、生活介護事業所、自立訓練事 業所に併設して開設することができることから、事業所数は増えていくと思われ、 今後、採用の枠は広がることが見込まれます。

関連団体·組織

全国就労移行支援事業所連絡協議会

http://voccouncil.org/

全国社会就労センター協議会

http://www.selp.or.jp/

全国就業支援ネットワーク

http://www.sien-nw.jp/

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

http://www.jgh-gakkai.com/ 日本知的障害者福祉協会 http://www.aigo.or.jp/ 日本精神神経科診療所協会 http://www.japc.or.jp/ 全国手をつなぐ育成会連合会 http://zen-iku.jp/



グループホーム(共同生活援助施設)

障害者が、ふだんの生活に近い環境のなかで自立した生活を送ることができるよう、夜間に介護や日常生活上の相談・支援などを行う施設

概要

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主に夜間に共同生活の住居 で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

一般的には障害者が地域にあるアパートやマンション、一戸建て住宅などに4人以上で共同生活し、世話人によって食事などの家事や健康の管理などの支援、相談、または生活支援員により食事や入浴、排泄などの介護を行います。利用者は、利用したサービス量に応じた経済的な負担がありますが、上限月額が定められています。

以前は共同生活の住居に入居している障害者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行う「ケアホーム」(共同生活介護)というサービスがありましたが、2014年4月にグループホームに一元化されました。

この一元化後のグループホームにおいては、利用者の状態に応じてより柔軟なケアを行うことができるよう、これまでの日常生活上の相談、援助に加え、入浴や排泄、食事などの介護や家事、その他の日常生活上の援助を提供することになりました。

経営主体は社会福祉法人やNPO法人事業所、医療法人などで、「介護サービス包括型(従前のケアホーム型)」、「外部サービス利用型」、2018年に創設された「日中サービス支援型(重度の障害者などに常時支援を提供)」があります。



施設数

グループホーム: 7,590か所(2017年10月現在)

主な就業職種

世話人、生活支援員、サービス管理責任者

採用について

法改正を受け、グループホームの採用の枠は、今後、徐々に広がると思われます。

関連団体·組織

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 http://www.jgh-gakkai.com/



障害者支援施設

障害者に対して入浴や排泄、食事などの介護や生活相談などの 支援を行う施設

概要

施設に入所する障害者に対し、入浴や排泄、食事などの介護、また、生活などに関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援(施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援など)を行う施設です。

施設数

2,549か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活支援員、職業指導員、就労支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

ノーマライゼーションの理念の普及に伴い、都市部を中心に整備されつつあるため、今後、採用の枠は広がるものと思われます。

関連団体·組織

全国身体障害者施設協議会

http://www.shinsyokyo.com/

日本知的障害者福祉協会

http://www.aigo.or.jp/

日本重症心身障害福祉協会

http://www.zyuusin1512.or.jp/

全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク http://www.therap.or.jp/nw/network.html 全国重症心身障害児(者)を守る会 http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/



地域活動支援センター

障害者に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供 する機関

概要

障害者などを対象とし、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。事業形態により、住民に対するボランティアの育成や就労のための社会適応訓練などを行っているところもあります。

施設数

3.038か所(2017年10月現在)

主な就業職種

職業指導員、生活支援員

採用について

採用の枠は決して狭くはありませんが、非正規雇用の場合が多く、社会保険が適用されないこともあります。

関連団体·組織



住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の 設備を提供する施設

概要

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。このため、福祉事務所など関係機関との連絡・調整なども行います。

対象者は、家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な障害者となっていますが、常時介護や医療を必要とする状態にある人は除かれます。

施設数

147か所(2017年10月現在)

主な就業職種

管理人

採用について

施設がもともと少ないため、採用の枠はきわめて狭く、欠員が生じた場合に補充 がある程度と思われます。

関連団体・組織



共同作業所(小規模作業所)

地域で障害者が仲間と一緒に働く場を提供する事業所

概要

特別支援学校を卒業したものの、障害があるため、進路が決まらなかったり、一度は一般の事業所に就職したものの、しごとになじめず、就業が継続できなかったりしている地域の障害者を対象に、働く場や生活・交流の場の確保をめざす民間事業所です。障害者団体や障害者の親・家族の会、ボランティアなどの関係者が生きがいづくりや機能訓練、生活支援、仲間づくり、学習、レクリエーションなどの共同事業を通じ、雇用促進のための訓練を行ったり、工賃を得ることを目的としています。地域によっては福祉作業所や小規模作業所、小規模授産所、障害者作業所などともいわれています。

具体的には、地域の住民や事業所の理解と協力のもと、公園の清掃や廃品の回収・リサイクル、企業・事業所の各種下請け作業、パンやクッキーなど自主製品の製造・製作とバザーなどでの販売、喫茶店などの経営を通じ、収益を上げています。また、音楽の演奏や運動会などのレクリエーション、生け花や陶芸などのクラブ活動、自治会活動などを行っているところもあります。

このような共同作業所が生まれた背景としては、住み慣れた地域で暮らしたいという障害者や家族の思い、また、行政による特別支援学校卒業後の地域における雇用の場づくりの立ち遅れなどがあります。もっとも、法定外の無認可の事業所とあって、自治体などの援助が少ないため、施設の経営基盤や雇用の不安定などの問題を招いているところも見受けられます。

ただし、最近では地域の一般の事業所が理解を示して業務を発注するなど、少しずつ環境が改善されてきています。

なお、2006年10月から「障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)」によって新たなサービス体系となり、共同作業所は主に地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所への移行が行われています。

施設数

小規模作業所1.067か所(2011年4月現在)

主な就業職種

生活相談員、作業指導員、ケースワーカー

採用について

地域活動支援センターなどへの移行が進んでおり、共同作業所での採用は欠員が生じた場合の補充が中心になると思われます。

関連団体・組織

きょうされん

http://www.kyosaren.or.jp/



障害者就業・生活支援センター

障害者の就業や生活面における各種相談を一体的に実施する事業所

概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」にもとづき、18 歳以上で精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳のいずれかをもっており、一般就労を希望、またはすでに一般就労されている人を対象に、その家族や支援者、雇用されている企業・事業所から障害者の就業や生活面における各種の相談に応じ、支援するため、その居住する地域に雇用や保健福祉、教育などの関係機関を整備し、かつ連携させる拠点です。

運営は公益法人(社団または財団)や社会福祉法人、福祉NPO法人事業所です。

施設数

334か所(2018年4月現在)

主な就業職種

就業の職種はとくに区別されておらず、就職相談、仕事上の悩み、金銭の管理、 健康問題など就業や生活面全般にわたります。

採用について

今のところ、とくに資格などは問われないようですが、社会福祉士などの資格が あれば有望だと思われます。

関連団体·組織



点字図書館

視覚障害者に対し、点字図書や録音図書の製作や貸し出しなど を行う図書館

概要

視覚障害者に対し、点字の刊行物や視覚障害者用の録音物を提供する施設です。

点字図書や録音テープの製作・貸し出しを主な業務とするほか、点訳・朗読奉仕 員の指導・育成や関係図書の奨励、各種相談事業などを行っています。さらに、視 覚障害者を対象に一般の刊行物を点字に翻訳して製版したり、印刷したりする点字 出版施設があります。

また、字幕(手話)入りのビデオカセット・DVDの製作・貸し出しや手話通訳者の派遣、手話教室や教育・育児・医療・職場に関する相談事業を行う聴覚障害者情報提供施設もあります。

いずれも無料、または低額な料金で利用できます。

施設数

73か所 (2017年10月現在)

主な就業職種

点訳奉仕員、朗読奉仕員、事務職員(図書館司書)

採用について

図書館も職員もまだ少ないため、現状では欠員が生じた場合、求人がある程度です。

関連団体・組織

日本点字図書館

http://www.nittento.or.jp/



身体障害者福祉センター

身体障害者とその家族、ボランティアなどが交流し、文化活動などを行う機関

概要

身体障害者や家族に対し、無料、または低額な料金で各種の相談に応じたり、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する機関です。

身体障害者福祉センターには、次の4つの種類があります。

- ①各種相談に応ずるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのため、必要な便宜を総合的に供与するA型。
- ②障害者デイサービスやボランティアの養成、その他身体障害者の福祉の増進を 図るB型。
- ③在宅の身体障害者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う在宅障害者デイサービス施設。
- ④広域的な利用施設として景勝地や温泉地などに設置され、障害者とその家族が 気軽に宿泊したり、休養することができるほか、レクリエーションなどのため の便宜を供与したりする障害者更生センター。

設置主体は、原則として地方自治体となっています。

施設数

A型:36か所、B型:114か所、障害者更生センター:5か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活相談員、職業・作業指導員

採用について

いずれのタイプの施設も、近年のノーマライゼーションの理念の普及とともに整備・拡充が図られているため、求人も全般的に増えています。



身体障害者更生相談所

身体障害者本人やその家族からの相談に応じ、専門的な指導や 判定業務などを行う機関

概要

身体障害者やその家族に対し、専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の処方および適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、来所の難しい人などのため、必要に応じて行う巡回相談、さらに、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う機関です。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

施設数

77か所 (2018年4月現在)

主な就業職種

医師、身体障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、保健師、 看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

公務員として採用され、配置されます。

関連団体·組織



知的障害者更生相談所

知的障害者やその家族からの相談に応じ、専門的な指導、判定 業務などを行う機関

概要

知的障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、市町村に対する専門的な技術的援助、来所の難しい人などのため、必要に応じて行う巡回相談、さらには関係機関と連携を図り、地域のネットワーク化を推進するといった地域生活支援の推進などを行う行政機関です。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

施設数

86か所(身体障害者更生相談所や児童相談所と統合、または併設されていることが多い状況です。2018年4月現在)

主な就業職種

医師、知的障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、保健師、 看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

採用について

基本的には公務員試験を受験しますが、施設が少ないため、採用の枠は狭くなっているのが現状です。

関連団体・組織



精神科病院

精神障害者の治療や看護などに必要な専門職をもち、入院・外 来用の設備のある専門病院

概要

精神障害者に対し、集中的な治療や看護、保護を行い、その社会復帰を促進する一方、精神疾患の発生の防止と国民の精神的な健康の保持、およびその増進に努めることにより、福祉の増進と国民の精神保健の向上を図ることを目的とする医療施設です。

福祉系職種の場合、精神保健福祉士が中心となり、精神科病院を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活への適応のために必要な訓練、その他の援助を行います。また、患者の保護者などとの連絡・調整を行うこともあります。

設置主体は、政府、または都道府県、もしくは都道府県の指定を受けた民間の病院です。病院の形態は、総合病院に精神科(デイケア)の病棟がある場合、あるいは診療所に精神科を設置している場合などさまざまです。

精神科病院の機能は近年、閉鎖的な隔離入院から開放的な治療・入院、さらには 地域移行支援へと転換しており、精神障害者の人権の尊重や社会復帰に対する国民 の理解と協力が望まれています。

施設数

1,057か所(2018年10月現在)

主な就業職種

精神科医師、看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、調理員、検査技師、精神保健福祉士、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、臨床心理士、公認心理師、事務職員

採用について

精神障害者は約392万人といわれており、増加傾向にあります。一方、精神障害者に対する施策は地域移行支援へと転換しており、病院が増える可能性は低いといえますが、精神保健福祉士などの採用の枠は広がっていくと思われます。

関連団体·組織

日本精神科病院協会

http://www.nisseikyo.or.jp/

日本精神神経科診療所協会

http://www.japc.or.jp/



精神保健福祉センター・メンタルヘルス対策支援センター

地域の"心の健康"の保持増進のため、幅広い取り組みを行う機 関

概要

精神保健や精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究や相談および指導、 精神医療審査会の事務や自立支援医療(精神通院医療)の支給の要否の認定、精神 障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務などを行う行政機関です。

保健所と連携する地域精神保健福祉活動の拠点として、都道府県と政令指定都市 に設置される中枢機関で、保健所や関係機関に対する技術の指導・援助、その職員 に対する教育や研修、調査研究、精神保健福祉相談などにも努めています。

また、精神障害者などの社会復帰を促進するため、デイケアやアルコール関連の 依存症などの問題や思春期における精神保健福祉に関する相談・指導、うつ病やひ きこもり対策、家族教室などに取り組んでいます。

施設数

69か所(2019年3月現在)

主な就業職種

精神科医師、看護師、保健師、薬剤師、栄養士、検査技師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、事務職員、臨床心理技術者、作業療法士(OT)

採用について

折からの財政危機に伴う行財政改革や民営化などのため、今後の整備・拡充には 予断を許さない情勢です。また、採用にあたっては公務員試験に合格することが前 提となり、採用の枠はきわめて厳しいと思われます。

関連団体・組織

全国精神保健福祉センター長会

http://www.zmhwc.jp/



保健所・市町村保健センター

精神衛生行政の第一線として、身近で幅広い相談などへの対応 や支援事業を行う機関

概要

精神障害者にかかわる業務として、保健所は精神保健に関する事項について企画・調整、普及・啓発、研修や組織の養成、およびこれらに必要な事業を行います。また、相談や訪問指導を行うほか、精神障害者の健康の保持および増進を図るため、必要があるときは精神保健に関する情報の収集や整理、活用、もしくは所管区域に係る精神保健に関する調査研究を行います。

一方、市町村保健センターは精神保健に関する事項について、健康相談や保健指導、健康診査、その他地域保健に関して必要な事業を行います。

なお、「医療観察法」にもとづき、保護観察所との連携も必要に応じて行います。

設置主体は、保健所は都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める 市、または特別区、市町村保健センターは市町村(任意設置)となっています。

施設数

保健所469か所(2018年4月現在)、市町村保健センター2,456か所(2017年4 月現在)

主な就業職種

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、臨床心理士、精神保健福祉士、職業指導員、作業指導員、診療放射線等各種検査技師、精神保健福祉相談員、医療社会事業職員、調理員、事務職員、獣医師、歯科衛生士

採用について

昨今の緊縮財政のもとではその整備・拡充は厳しい状況であると思われます。と りわけ、町村ではほとんど採用の枠はなさそうです。

関連団体・組織

貧困者・ 低所得者に かかわるしごと

[職場]

救護施設 更生施設 医療保護施設 宿所提供施設 授産施設 自立支援センター

救護施設

障害のため、日常生活が困難な要保護者が、生活扶助を受ける 入所施設

概要

生活保護法にもとづく保護施設のうち、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含め、日常生活を営むことが困難な要保護者が生活扶助を受ける入所施設が救護施設です。

具体的には、施設内で配膳の手伝いをしたり、クラブ活動や散歩、買い物などの余暇活動のほか、季節の行事を企画しながら生活指導や職業訓練を行います。他の福祉施設と違い、どのような種類の障害がある人でも入所できるのが特徴で、入所者のなかに身体障害者もいれば知的障害者や精神障害者がいることもあります。このため、食事や入浴、排泄、衣類の着脱などの一般的な介助のほか、リハビリテーションや職業訓練など総合的な治療や介護の知識も必要です。

近年、入所者の高齢化(65歳以上の高齢入所者の割合は52.8%〈2018年10月現在〉)や障害の重度化が目立っているため、勤務形態も変則的で、宿直や早番、遅番などがあります。とりわけ、生活指導員は施設の管理・運営からケアマネジメント、ケースワーク、行政など関係機関との連絡・調整などのしごとが重視されるため、かなりの経験と人格的な素養、体力が求められます。

なお、設置主体は都道府県、市町 村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

<日課の一例>

7:00 起床・検温・洗面・身支度・清掃

8:00 朝食・食堂の片付け

ラジオ体操・朝礼・散歩

10:00 作業・生活指導・通院・クラブ

12:00 昼食・昼休み・食堂の片付け

14:00 作業・生活指導・クラブ・PR・

介護入浴

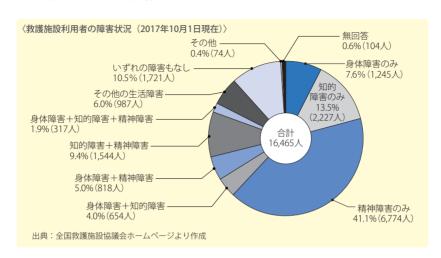
16:00 入浴

18:00 夕食・食堂の片付け

20:00 入浴・自由時間

22:00 就寝

186か所(2017年10月現在)



主な就業職種

生活指導員、介護職員、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、看護師、栄養士、調理員、嘱託医、事務職員

採用について

さまざまな障害がある人が健康で安心して日常生活を送るための総合的な施設で、近年はホームレス(路上生活者)やアルコール依存症の人など多様な人が生活しています。このため、今後も安定した採用があるものと思われます。

関連団体·組織

全国救護施設協議会

http://www.zenkyukyo.gr.jp/



養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所 施設

概要

「生活保護法」にもとづく保護施設のうち、心身上の理由で養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設が更生施設です。

具体的には、売春や犯罪、放浪などにより正常な生活や就業が不可能な状態にある人が対象で、社会復帰に必要な職業訓練や生活全般の指導を通じ、自助の精神や家族生活に必要な知識を涵養するようにします。また、退所後、公共職業安定所(ハローワーク)などと連携して援助します。

施設数

21か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活指導員、作業指導員、医師、看護師、保健師、作業療法士(OT)、心理判定員、職能判定員、栄養士、調理員、事務職員

採用について

近年、都市部を中心に整備されつつあるものの、数はまだまだ少ないため、募集 の欠員が生じた場合にある程度です。

関連団体・組織



医療保護施設

「生活保護法」にもとづき、要保護者に医療を提供する施設

概要

「生活保護法」にもとづく保護施設のうち、医療を必要とする要保護者に対し、 医療の給付を行う施設です。

具体的には、指定病院や診療所の許可病床であるため、独立した施設というより も病院に付随する機能の施設といえます。事実、職員は病院との兼任の場合が多い です。

施設数

59か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活指導員、医師、看護師、栄養士、調理員、事務職員

採用について

ホームレス(路上生活者)や結核患者の保護施設として重要視されてきた施設です。もっとも、施設数は年々減ってきているため、採用も減少していると思われます。

関連団体・組織



住居のない要保護者の世帯に住宅扶助を行う施設

概要

「生活保護法」にもとづく保護施設のうち、住居のない要保護者の世帯に対し、 住宅扶助を行う施設が宿所提供施設です。あくまでもいわゆる生活寮的な機能を もっているため、介護などの援助は行われません。設置は都道府県、または市町村 単位で行われます。

なお、類似の施設として、生活困窮者を無料、または低額で一時的に滞在できる無料低額宿泊所がありますが、これは社会福祉法にもとづくもので、施設数は2015年6月現在、537か所です。個人や任意団体などが都道府県知事に届ければ自由に設置できるため、生活保護の要保護者を対象に貧困ビジネスの"温床"になっているところもあるといわれています。

施設数

10か所(2017年10月現在)

主な就業職種

生活指導員、事務職員

採用について

施設としての役割は、公共(営)住宅の整備に伴って減っており、採用の枠もほとんどないのが実情です。

関連団体・組織



要保護者に就労や技能の修得に必要な機会を与え、自立を支援する施設

概要

「生活保護法」にもとづく保護施設のうち、身体上、精神上の理由、または世帯の事情で就業能力の限られている要保護者に対し、就労や技能の修得のために必要な機会を与え、自立を支援する施設です。

要保護者の就業能力の程度や経歴などが勘案され、農業や園芸、陶芸、縫製、機械工作、食品製造、印刷、コンピューター・プログラムの作成などについて実務作業と職業訓練が行われます。作業能力により、一定の工賃が支払われるのは障害者支援施設と同様です。

ただし、設置主体は都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本 赤十字社に限られています。

なお、法定外の施設として自治体が独自に設置する心身障害者・児通所施設、 障害者・児の父母の会、ボランティアによる共同作業所などがあります。

施設数

15か所(2017年10月現在)

主な就業職種

作業指導員、職業指導員、事務職員

採用について

施設数が減少傾向のため、求人は欠員が生じた場合にのみある程度です。

関連団体·組織

全国社会就労センター協議会

http://www.selp.or.jp/



自立支援センター

ホームレス(路上生活者)に宿所や食事など日常生活に必要なサービスを提供し、就労による自立を支援するための行政機関

概要

都市公園や河川、道路、駅舎、その他の施設を起居の場所とし、日常生活を送っているホームレスに一定期間宿泊場所を提供し、健康診査や身元の確認、ならびに生活に関する相談や指導、さらには就業の相談やあっせんなどを行うことにより、その自立を支援する機関です。

設置主体は都道府県、または市町村で、国が必要経費を補助することになっています。

施設数

23か所 (2018年4月現在)

主な就業職種

医師、看護師、精神保健福祉士

採用について

ホームレスは2018年現在、4,977人と減少傾向にありますが、2015年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」において、一時生活支援事業が位置づけられました。一時生活支援事業においては自立支援センターで宿泊場所の提供や衣食の供与を行うとされており、今後の採用が見込まれます。

行政に かかわるしごと

[職場]

政府·自治体 福祉事務所



政府·自治体

政策を立案し、都道府県や市町村において福祉行政に係る施策や 事業を実施する

概要

政府は国の政治を行う統治機関で、行政(内閣および行政機構)、立法、司法の三機関があります。行政機構には11省1庁の省庁があり、福祉関連の施策として、法務省では更生保護、刑事施設・少年院など、社会を明るくする運動、文部科学省では特別支援教育、障害者の生涯学習、厚生労働省では子ども・子育て支援、障害者福祉、生活保護・福祉一般、介護・高齢者福祉、障害者の雇用促進、国土交通省ではバリアフリー、ユニバーサルデザイン、健康・医療・福祉のまちづくり、農林水産省では農山漁村の福祉の増進、子どもの食育・子ども食堂、農福連携、医福食農連携などが行われています。

また、内閣府では「共生社会」の実現に向け、高齢社会対策や子ども・若者 育成支援施策、青少年有害環境対策、子どもの貧困対策、障害者施策、バリア フリー・ユニバーサルデザイン推進などの政策が関係省庁の協力のもと取り組 まれています。

自治体は「日本国憲法」第92条および「地方自治法」にもとづき、その組織 や運営に関して必要な行政や行政作用を行います。

法律的には地方公共団体といい、普通地方公共団体と特別地方公共団体に区分され、前者は都道府県と市町村、後者は特別区(東京23区)、地方公共団体の組合および財産区があります。とりわけ、都道府県と市町村は福祉六法を中心とした福祉行政にかかる施策や事業を実施する自治体として重要な位置を占めています。

しかし、基礎自治体とされる市町村には特別区や人口規模が数百万人の政令指定都市、中核市もあれば、「限界集落」や離島などの中山間地域もあるなどさまざまです。そのなかで、これらの業務に従事する社会福祉職が配置される自治体となると、特別区、政令指定都市、中核市などの人口規模の大きな市町

村それに、広域自治体とされる都道府県に限られるのが実状です。

このため、「限界集落」や離島などの中山間地域を抱える町村の場合、地域包括支援センターにおける社会福祉士や主任介護支援専門員(ケアマネジャー)、福祉事務所の生活保護ケースワーカー、査察指導員など、ごく一部を除けば福祉職が配置されることはまずありません。もっとも、今後、少子高齢化がますます深刻になることは間違いないため、徐々に福祉職を採用していくところも増えると思われます。

府省庁・官庁数

府1、省11、庁1、都道府県47、市町村1741(うち、特別区23、政令指定都市20、中核市54*) (2019年1月現在、*中核市は2018年4月現在)

主な就業職種

老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、家庭相談員、婦人相談員、医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、訪問看護員(ホームヘルパー)、事務職員など

採用について

政府は国家公務員試験、自治体は地方公務員試験に合格したのち、採用されます。

1990年の「老人福祉法」など社会福祉八法の改正や1996年の「介護保険法」の制定など、近年の社会福祉基礎構造改革に伴う国から地方への事務や権限の移譲により、都道府県、わけても市町村における福祉行政の充実が年々図られています。このため、これらの自治体のなかには従来の一般職とは別に、福祉行政職として職員を採用するところが増えつつあります。

ただし、いずれも専門職として採用するため、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)などの国家資格、またはその受験資格を有する人、もしくは社会福祉主事任用資格の取得者を応募要件としているところがほとんどです。

ちなみに、医師や看護師、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、訪問介

護員(ホームヘルパー)などは技術行政職などとして別途採用の枠を設けていると ころが一般的です。

なお、市町村および一部都道府県が設置する福祉事務所については福祉事務所の 項を参照して下さい。



福祉事務所

福祉行政の中核的な現業機関として、福祉六法に関する業務を 行う

概要

福祉事務所は「社会福祉法」にもとづき、都道府県および市(特別区を含む)に設置が義務づけられています。町村は任意設置です。

福祉事務所では、「生活保護法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに 寡婦福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法および知的障害者福祉 法」からなる福祉六法に定める援護、育成、更生の措置、さらには生活保護受 給者などを狙った貧困ビジネスの実態調査・指導に関する事務などを所管しま す。

具体的には、援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接によって本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無、およびその種類を判断したりするほか、生活指導などを行います。このほか、民生委員・児童委員に関する事務、児童扶養手当に関する事務なども行います。

福祉事務所の所員の定数は、地域の実情に合わせて条例で定められます。福祉事務所には所長や事務職員のほか、査察指導員(スーパーバイザー)や現業員(ケースワーカー)が配置されています。このうち、査察指導員や現業員については社会福祉主事の資格が必要です。このほか、知的障害者福祉司や身体障害者福祉司が配置されている福祉事務所もあります。

施設数

1,247か所(2017年4月現在)

主な就業職種

查察指導員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉 司、事務職員、家庭相談員、婦人相談員、嘱託医

採用について

通常は一般行政職(公務員)として採用されたのち、定期異動などによって配属されます。生活保護の受給者は2018年12月現在、約210万人にも上り、また、住民の福祉ニーズの多様化に伴い、町村での設置が増えてきているため、採用の枠が広がりつつあります。

関連団体·組織

そのほかの 専門職・職場

[職場]

社会福祉協議会(社協) シルバー人材センター 福祉(系)生協 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ) 福祉公社・社会福祉事業団 NPO法人事業所(第1号分野) 福祉系企業・事業所 福祉用具販売・レンタル店 金融商品販売 在宅介護サービス企業・事業所 特例子会社 法テラス ホスピス



社会福祉協議会(社協)

地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員やボランティアなどで構成される民間非営利の組織

概要

地域の住民の福祉を向上させるため、住民自らが主体となって運営する民間非営利の組織で、全国社会福祉協議会(全社協)、都道府県社協、政令指定都市社協、 市町村社協が設置されています。

具体的には、民生委員・児童委員や福祉施設、民間福祉団体、行政、町内会、自治会などの代表やボランティアなどで構成されており、社協の事業・活動の指針の作成や日常業務の相談・助言、事業実績の収集・分析、社会福祉の啓発活動、住民の実態調査、各種福祉団体への援助、地域福祉活動、地域福祉活動計画の策定・実施、ボランティア活動の推進、市民福祉講座の実施、共同募金活動など住民の側に立ったさまざまな事業の企画・実施、進行管理およびこれらの事務処理を行います。

近年、少子高齢化の進行に伴い、従来の低所得者や障害者を対象とした生活福祉 資金の貸付や住民に対するボランティア活動の啓発、小地域福祉活動、民生委員・ 児童委員や自治体などの協力による心配ごと・困りごと相談への助言などの援護活 動、老人クラブや子ども会、高齢者介護者の会の育成、敬老行事の開催、歳末助け 合い運動の実施などに加え、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修 了者)による高齢者や障害者を対象とした家事援助、介護サービス、共同作業所な どの施設の運営なども行っています。

また、生活支援員が介護サービスの利用のための援助や、これに付随した金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の推進役として、さらに2018年4月の「社会福祉法」の改正により施行された、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等の施策において、中心的な役割を担う組織としてその活動が注目されています。

団体数

全社協1か所、都道府県社協・政令指定都市社協67か所、市町村社協1,846か所 (2019年1月現在)

主な就業職種

福祉活動指導員、福祉活動専門員、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーター、受託事業職員、事務職員

採用について

それぞれの社協によって欠員が生じたり、新規事業の着手や機構改革などに伴い、不定期に採用しています。

関連団体·組織

全国社会福祉協議会(全社協)

http://www.shakyo.or.jp/



シルバー人材センター

高齢者に老後の生きがいを感じてもらうため、就業の機会を提供する市町村の機関

概要

「高齢者の雇用の安定に関する法律(高齢者雇用安定法)」にもとづき、政府や 自治体の助成や支援を受けて運営する公的な非営利団体です。入会資格は原則とし て60歳以上の高齢者で、だれでもいつでも入会できます。

具体的には、入会後、自分の現役時代にもっていた、あるいは退職後に習得した 資格や技術、特技などキャリアを活用し、センターからの紹介を受けて就業し、老 後の生きがいを感じてもらう機会を提供するセンターです。

施設数

各市町村に計1,799か所(2018年3月現在)

主な就業職種

部屋の掃除や庭の草取り、買い物や各種手続きの代行、植え木の手入れ、手紙の 宛名書きなどです。

採用について

だれでも自分のもつ資格や技術、特技などキャリアを活かす意思があれば入会でき、入会後、センターから紹介される住民の要望を受け、引き受けられるしごとを任意に引き受けます。

平均月収は出来高払いで約3万5,000円です。また、就業は基本的に週20時間以内、また、月10日以内とされていますが、最近、公的年金や退職金、預貯金だけでは老後の生活が苦しいサラリーマンなどが入会するケースもみられるため、2016年4月に、就業時間の要件を緩和する「シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置」が施行され、シルバー人材センターの業務のうち、派遣、職業紹介に限り、厚生労働省が定める基準に適合するとともに、地元の民業を圧迫しないよ

う、都道府県知事が対象となる市町村ごとに指定した業種や職種について週40時間までの就業が可能となりました。

具体的には、生産関連事務や商品販売、製品製造・加工処理、運搬、清掃、包装などです。ちなみに、2018 年1月現在、134地域が要件緩和の指定を受けています。

関連団体·組織

全国シルバー人材センター事業協会 http://www.zsjc.or.jp/



福祉(系)生協

生活協同組合(生協)の組合員を中心に、家事援助サービスや 訪問介護員の養成などを行っている民間非営利の組織

概要

生活協同組合(生協)の組合員やその家族、および地域の高齢者や障害者、児童の福祉の向上のため、入浴や通院などの介護や洗濯、調理などの家事援助サービスの提供、介護講座や福祉講座、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)の養成などを行っている民間非営利の組織です。

2000年4月に介護保険制度が導入されたことに伴い、都道府県知事の指定を受け、居宅支援事業者として従来の組合員を対象とした在宅福祉サービスを有償化し、広く一般住民を対象としたコミュニティビジネスへと転換するところが増えています。また、行政や地域の関係団体・機関との連携により実施している医療・福祉事業もあり、地域包括ケアシステムや地域共生社会づくりの担い手として期待されています。

事業者数

298か所 (医療・福祉事業を行っている生協の数。2017年度現在)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、事務職員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、栄養士

採用について

個々の生協が独自に採用していますが、福祉系大学や短大に進学し、卒業後、就職するケースが一般的です。

ただし、ほかの職業から転身したり、就職したりする場合もあるため、福祉系大学や短大、専門学校に進学し、社会福祉主事任用資格に必要な単位を取得したり、 社会福祉士や介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了 者)の資格を取得するだけでなく、生協活動に深い理解のあることが求められます。

なお、購買を中心とした一般の生協は1970~1980年代に急増しましたが、1990年代後半から放漫経営や大型スーパーマーケットの進出に伴い陰りが生じているところがあるため、一部は福祉(系)生協に衣更えしたり、破綻したりしているところもあります。

関連団体·組織

日本生活協同組合連合会 http://jccu.coop/

日本医療福祉生活協同組合連合会

http://www.hew.coop/

職場

日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ)

働く人たちや市民が事業資金を共同出資し、民主的な経営で資金を分担し、地域で高齢者や障害者の介護、子育てなどを行う 組織

概要

働く人たちや市民が事業資金を共同出資し、民主的な経営で資金を分担し、地域 で高齢者や障害者の介護や子育てなどを行い、社会貢献や地域再生に努めようとい う非営利の企業組合法人およびNPO法人事業所です。

労働者協同組合は1971年、兵庫県西宮市で創設した高齢者事業団に由来し、その後、全国各地で失業者や中高年のしごとづくりをめざす事業団が誕生しました。 以来、全国各地にセンター事業団などを設置し、各地の地域福祉事業所を拠点に高齢者や障害者の介護や子育てなどの直営事業を実施しています。

また、近年、自治体から地域交流館や介護予防施設、保育所(保育園)、学童保育所、生活保護受給者を対象とした就労職業訓練、体育館などの指定管理業務を受託する指定管理者として各種事業を展開しています。

このほか、現在、東日本大震災の被災地で関係自治体からの委託による被災者の 求職者支援や震災対応のための人材育成・起業、地域資源活用普及など各種事業に も取り組んでいます。また、2008年には協同労働の先進地・イタリアを参考に、 日本でも労働者協同組合(ワーカーズコープ)のような非営利の企業組合法人、 およびNPO法人事業所に対して市民権を付与すべく、超党派による議員連が発足 し、「協同労働」の法制化にも努めています。

なお、所管は厚生労働省です。

施設数

事業所および出張所約619か所(2018年6月現在。指定管理業務受託施設を含む)

主な就業職種

社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修 了者)、介護支援専門員(ケアマネジャー)、保育士、看護師、准看護師、保健 師、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)、事務職員、キャリアコンサルタン ト、教員免許、日商簿記など

採用について

基本的には中高年の中途採用やパートが中心ですが、近年、全国の自治体から地域交流館や介護予防施設、保育所(保育園)、学童保育所、生活保護受給者を対象とした就労職業訓練、体育館などの指定管理業務などを受託しているため、新卒者など若者の採用の枠も広がりつつあります。

関連団体·組織

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 http://www.roukyou.gr.jp/



福祉公社•社会福祉事業団

行政の一組織、または事業委託などの形態で地域の高齢者など に対し、在宅福祉サービスを提供する機関

概要

福祉公社・社会福祉事業団は、いずれも行政の一組織、または行政からの事業委託、もしくは行政から全面的な援助を受け、地域の高齢者などに対し、各種の有償在宅福祉サービスを提供する非営利の組織です。

具体的には、行政から全面的な援助を受けたり、仲間同士による相互扶助的なものもあれば、利用会員と協力会員がサービスの需給を媒介としたものもあります。

サービスの内容は、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者) の派遣、各種相談・助言や友愛訪問などの相談関連、介護、食事、入浴、洗濯に至 る家事・介護、外出介助や留守番などの在宅サービス、看護やリハビリテーション の指導などの医療関連、生活資金の貸付や各種援助による資金関連、警報装置の貸 与や事務・経理の代行、各種指導などとさまざまです。

2000年4月の介護保険制度の導入以降、介護支援専門員(ケアマネジャー)を 配置した事業の拡大が期待されていますが、人件費の削減などにより、社協などと 統廃合されているところが増えています。

事業者数

118事業団(2018年7月現在) (公社については統計なし)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、事務職員、理学療法士(PT)、看護師、保健師

採用について

事業の縮小や社協などとの統廃合、指定管理者制度の導入に伴う事業委託の見 直しにより、採用は大幅に減っています。

関連団体・組織

全国社会福祉事業団協議会

http://www.zenkoku-sfj.or.jp/



NPO法人事業所(第1号分野)

高齢者や障害者などを対象にグループホームの経営や配食など の家事援助など、幅広い活動を行う事業所

概要

NPO法人事業所の活動分野のうち、第1号は「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」とされています。とくに福祉分野の活動としては高齢者や障害者、児童などを対象に宅老所(デイホーム)やグループホーム、福祉マンションなどを建設して経営したり、配食や訪問入浴、送迎などの家事援助を行っています。1998年の「特定非営利活動促進法(NPO法)」の制定以来、福祉の担い手として注目されています。また、障害者の就労支援やパソコン教室、点字・手話講座への講師の派遣、介護タクシーなどのコミュニティビジネスを行うところもあります。

自治体では団塊世代の地域デビューのため、福祉NPO法人事業所の設置希望者を対象に、情報提供や起業資金の助成、講習会の開催などに力を入れているところもあります。もっとも、2008年末の公益法人制度改革に併せ、福祉NPO法人事業所の事業まで原則として課税の対象となるなど、税制優遇措置はいまだに不十分な状況です。

団体数

3万469法人(保健・医療分野のNPO法人も含みます。2018年9月現在)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、看護師、保健師、社会福祉士、栄養士、事務職員など

採用について

NPO法人事業所の数は増加しており、その活動の舞台も多様化しているため、 採用の枠そのものも増えつつあります。



福祉系企業・事業所福祉用具販売・レンタル店

高齢者や障害者の自立支援、家族の介護負担の軽減を図る福祉 用具の供給および事業を行う

概要

加齢に伴う心身の機能の低下により、日常生活におけるさまざまな動作の補助を要する要介護高齢者や障害者、およびその予備群に対し、老後の不安を解消するニーズに対応した福祉用具の供給を行う企業・事業所などの店舗(販売所)です。

具体的には、電動ギャッジベッドや車いす、杖、ポータブルトイレ、ホームエレベーター、電動自転車、緊急通報システムなどのレンタル・販売を中心に行います。

介護保険制度では居宅サービスの一つとして、福祉用具貸与・販売があり、給付 対象される種目は決まっています。また、要介護度によって使用できる種目に制限 があります。

今後、在宅福祉がますます重視されるほか、2006年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が制定され、かつ2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されたことに伴い、健常者も使いやすいユニバーサルデザインの商品へと市場が広がっており、その需要は本格化するとみられるため、大いに期待されると思われます。

事業者数

1万6,084社(2017年10月現在)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、介護支援専門員(ケアマネジャー)、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー、義肢装具士、カウンセラー、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー(MSW)、視能訓練士、聴能訓練士、はり師・きゅう師、健康運動訓練士、臨床心理士

採用について

業務の性格上、福祉系大学や短大の新卒者に多くの採用の枠があります。とりわけ、シルバーマーク(一般社団法人シルバーサービス振興会認定)の認定事業者にあっては訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)や介護支援専門員(ケアマネジャー)、福祉用具専門相談員、義肢装具士、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者が求められています。

関連団体·組織

日本福祉用具供給協会

http://www.fukushiyogu.or.jp/

日本福祉用具・生活支援用具協会

http://www.jaspa.gr.jp/

テクノエイド協会

http://www.techno-aids.or.jp/

全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/rsm/syui.html



福祉系企業·事業所 金融機関(生保·損保·銀行·農協)

介護、老後生活の家計をバックアップする金融商品の販売

概要

金融商品を提供する保険会社や銀行、農業協同組合(農協:JA)などの機関です。福祉に係る金融商品には公的医療保険や公的年金の不足分を補う手段として販売されている民間医療保険、個人年金・企業年金のほか、寝たきりや認知症高齢者向けの民間介護保険などがあります。一部の商品によっては保険金に代え、介護者の派遣による在宅介護サービスを選択できるなど、さまざまな保険も商品化されています。

事業者数

生命保険会社:41社(2019年1月現在)、損害保険会社:52社(2018年7月 現在)、銀行:192行(2018年10月現在)、全国共済農業協同組合連合会(全 共連):52社(2018年4月現在)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、事務職員、精神保 健福祉士、カウンセラー、看護師、保健師

採用について

老後の生活資金が比較的余裕があるといわれる団塊世代など、シニア世代のニーズを受け、今後も各種の金融商品が企画・販売される見込みのため、採用の枠は広がると思われます。また、TPP(環太平洋経済連携協定)への日本の参加に伴い、外資系保険会社と国内の生命、損害保険会社間の買収や統廃合も予想されるため、これに伴う採用の枠にも影響を与えることが考えられます。

生命保険会社や損害保険会社によっては保険や金融商品の知識だけでなく、社会 福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師など福祉系中心の資格を取 得している人を望む傾向にあります。

関連団体·組織

生命保険協会

http://www.seiho.or.jp/

日本損害保険協会

http://www.sonpo.or.jp/

全国共済農業協同組合連合会

http://www.ja-kyosai.or.jp/

全国銀行協会

https://www.zenginkyo.or.jp/



福祉系企業・事業所 在宅介護サービス企業・事業所

利用者の自宅や地域で生活の世話や介護のサービスを提供する 事業所

概要

在宅(居宅)介護サービスとは、障害や老化のため、自立して生活を行うことができない人に対し、その人の生活の場である家庭や地域を中心とした場所で介護する各種サービスを提供する企業・事業所です。

具体的には、自宅で行われる訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)や介護サービスチームによる生活介護、看護師や理学療法士 (PT) による訪問看護、医師による居宅療養管理指導、介護施設へ通ったり、短期で宿泊したりして利用する通所・入所サービス、軽度の認知症高齢者が通所や地域での共同生活をしながら療養指導を受ける地域密着型サービス、福祉用具の購入・貸与、住宅改修費の受給のお手伝いなどを行います。

事業者数

35万8,795社(2017年10月現在)

主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、事務職員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、義肢装具士、理学療法士(PT)、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー(MSW)

採用について

高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、および介護保険制度の上乗せ・ 横出しサービスとして注目されている事業のため、求人数は今後も増えると思われ ます。

ただし、事業によっては社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、訪問介護員・ホームヘルパー(介護職員初任者研修修了者)、理学療法

士 (PT) などの資格の取得者に限るものもあります。また、シルバーマークの認定事業所にあっては看護師、もしくは保健師や介護職員、ソーシャルワーカーなどを配置しなければならないため、看護師や保健師、社会福祉士などの有資格者がとくに求められると思われます。

関連団体・組織

日本在宅介護協会

http://www.zaitaku-kyo.gr.jp/

全国介護事業者協議会

https://www.minkaikyo.info/

なお、有料老人ホームについては「有料老人ホーム」の項を参照して下さい。



障害特性に配慮された職場環境のなかで、障害のある人個々の 能力を発揮する機会が確保された企業・事業所

概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」にもとづき、厚生 労働大臣の認可を受けて設立される民間営利の企業・事業所です。障害者雇用率制 度では、障害のある人の雇用機会の確保として、法定雇用率が個々の事業主(企 業)ごとに義務づけられています。

そこで、障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を 満たす場合、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されて いるものとみなし、雇用している障害者の割合(実雇用率)に算定することができ ます。これを特例子会社といいます。

この特例子会社では、障害のある人の特性に配慮したしごとの確保や職場環境の整備が容易となり、これにより障害のある人の能力を十分引き出すことができるなど、事業主や障害のある人の双方にメリットがあります。

なお、法定雇用率は2018年4月の「障害者雇用促進法」の改正により、これまでの身体障害者、知的障害者に加えて、精神障害者も対象になりました。また、割合は、45.5人以上の企業に対し2.0%から2.2%に、国や地方公共団体などは2.3%から2.5%、都道府県などの教育委員会は2.2%から2.4%に引き上げられ、雇用条件の拡大が図られています。

<表 特例子会社認定の要件>

親会社の要件	子会社の要件
親会社が、当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること(具体的には、子会社の議決権の過半数を有することなど)。	①親会社との人的関係が緊密であること(具体的には、親会社からの役員派遣など)。 ②雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者および精神障害者の割合が30%以上であること。 ③障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること(具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置など)。 ④その他、障害者の雇用の促進および安定が確実に達成されると認められること。

事業所数

464か所 (2017年6月現在)

主な就業職種

社会福祉士、精神保健福祉士、就労支援員など

採用について

それぞれの企業・事業所の設立や業務形態などにより事業所が独自に採用しますが、障害者の就労支援に深い理解のあることが求められます。

関連団体·組織

自治体



さまざまなトラブルに遭った人に対し、法的な解決に必要な情報やサービスを提供する機関

概要

法的なトラブルを解決するための情報やサービスの提供など、法的な支援を行う 公的な機関です。

正式な名称は「日本司法支援センター」で、2006年4月に「総合法律支援法」にもとづいて独立行政法人として設立され、全国にその地方事務所・支部・出張所が置かれています。利用者からの問い合わせ内容に応じた法制度や相談機関・団体など(弁護士会、司法書士会、自治体の相談窓口など)に関する情報の無料提供(相談窓口はコールセンターや全国の地方事務所などで行っています)、経済的に余裕のない人への無料の法律相談や弁護士・司法書士の費用の立替え、弁護士がきわめて少ない司法過疎地域での地域事務所の設置、犯罪被害者への支援などを行っています。

また、2018年1月の同法の改正により、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている人(現に受けている疑いがある人を含む)を

対象とする「DV等被害者法律相談援助」、高齢者・ 障害者などで認知機能が十分でない人を対象とした 「特定援助対象者法律相談援助」が始まったことに より、身近な司法相談所として生活に欠かせない機 関になりつつあります。



団体数

111か所(2018年1月現在)

主な就業職種

弁護士、司法書士、情報提供専門職員、事務職員など

採用について

相談援助件数は増加傾向にあるため、一定の採用があるものと見込まれます。

関連団体・組織

法テラス

https://www.houterasu.or.jp/



死期の近い患者に対し、身体的な痛みや精神的、社会的な苦し みを和らげるケアを行う施設

概要

末期がん患者など死期の近い患者とその家族に対し、身体的・精神的な苦痛や社会生活上の不安を緩和することにより、療養生活の質の維持・向上を図る治療、看護を行う施設です。

具体的には、延命治療は行わず、医師や看護師、ソーシャルワーカーなどの専門職とボランティアがチームを構成し、痛みや身体的、かつ心理社会的な問題、スピリチュアルな問題に関して早期に評価を行い、患者とその家族のQOL(人生や生活の質)を改善するためのケアを行います。

ケアの提供形態には専門的にケアを提供するホスピス・緩和ケア病棟、一般病棟で緩和ケアチームを構成してケアを提供するほか、ホスピス・緩和ケア外来、在宅でのホスピス・在宅緩和ケア(在宅療養を支援するサービス)があります。



団体数

415か所 (2018年11月現在)

主な就業職種

医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護職員、ソーシャルワーカー(社会福祉士など)、医療ソーシャルワーカー(MSW)、作業療法士、理学療法士、歯科医師、栄養士、カウンセラー、心理学者、宗教家

採用について

施設数は徐々に増加しています。また、地域で適切な緩和ケアを提供していく地域緩和ケアの体制整備(がん患者・家族に対し地域内の連携体制を構築する「地域緩和ケア連携調整員」など)も必要とされていることから、今後、採用は増加するものと見込まれます。

関連団体·組織

日本ホスピス緩和ケア協会 https://www.hpcj.org/ 全国ホームホスピス協会 https://homehospice-jp.org/ 日本在宅ホスピス協会 https://n-hha.com/

福祉のしごとの あっせん機関

[職場]

福祉人材センター・福祉人材バンク公共職業安定所(ハローワーク)



福祉人材センター・福祉人材バンク

福祉のしごとを志す人たちや福祉人材の求人の希望に応える機関

概要

広く国民を対象に、社会福祉にかかわる事業の啓発や施設などの経営者に対する相談・援助、施設職員などの従事者およびその希望者に対する研修、従事者の確保・連絡、就業援助などを行う非営利の組織で、中央に中央福祉人材センター、各都道府県に都道府県福祉人材センターが1か所ずつ、また、その支所として福祉人材バンクが全国に30か所設けられています。

具体的には、全社協および都道府県社協が厚生労働大臣と都道府県知事の指定を受けて設置し、福祉のしごとを志望する人たちの求人登録や求人情報の提供、人材の紹介を行う無料職業紹介事業をはじめ、福祉の職場説明会や潜在マンパワー活用講習会、福祉入門講座などを開催しています。ナースセンターや公共職業安定所(ハローワーク)、各都道府県福祉人材センターと連携しており、福祉のしごとを希望する場合、都道府県福祉人材センターに相談することで就職の紹介やあっせんを受けることができます。

センター数

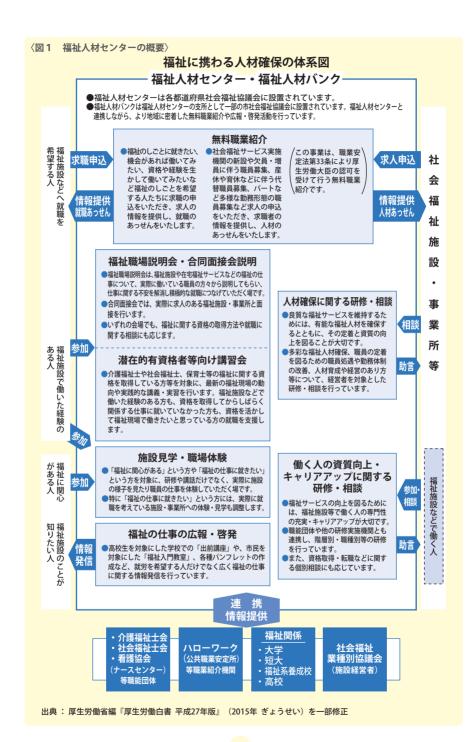
中央福祉人材センター:1か所、都道府県福祉人材センター:47か所、福祉人材バンク:30か所(2018年8月現在)

就職あっせんの範囲

社会福祉事業を実施する事業所であれば、原則としてすべて就職のあっせんの対象となります。

具体的には、社会福祉施設や社協のほか、医療法人や財団法人、社団法人、農協、生協、福祉系企業・事業所、福祉NPO法人事業所などが対象となります。

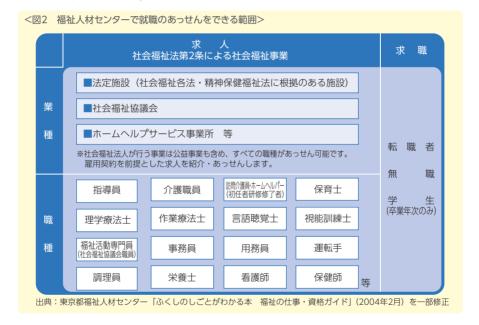
なお、取扱職種は指導員、介護職員、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、視能訓練士、児童心理司、保育士、訪問介護員・ホームヘルパー (介護職員初任者研修修了者)、福祉活動専門員、看護師、事務職員、栄養士、調理員などです。



利用の対象

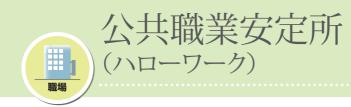
一般社会人、および卒業年次の学生が利用できます。全国的な傾向として求人・ 求職者は年々増加しているものの、少子高齢化を反映し、求人の大半は高齢者福祉 施設の介護職員や生活相談員などに集中しています。

また、求職者は従来の20~30歳代に加え、最近、転職希望の中高年のサラリーマンや定年退職前後のシニア世代が増えつつありますが、就職(あっせん)率は決して高いとはいえません。理由は、就職の希望者が特定の施設に殺到したり、通勤時間や労働条件が合わなかったり、資格や関連する実務の経験が問われたりすることなどがあげられます。



関連団体·組織

福祉人材センター・福祉人材バンク https://www.fukushi-work.jp/



就職を希望する人たちの求職登録や求人情報の提供を行う機関

概要

一般の企業・事業所に就職を希望する人に対し、求職の登録など求職の受付や各種職業の指導・紹介、就職後の援助、就業訓練の指示などを行うため、全国各地に設置された国の機関で、福祉に関連した求人情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりする窓口としても位置づけられています。

業務内容は、前述した各都道府県の福祉人材センターと連携し、職業の無料紹介や保健・医療・福祉のしごとの説明会の開催をしたり、関係資格の取得に関する相談に応じるなどの情報提供などを行っています。

福祉・介護分野専門の福祉人材コーナー(「ハートフルワーク」など)も設置されています。

安定所数

544か所 (2017年度現在)

就職あっせんの範囲

保育所(保育園)などの一部の福祉関連組織・団体や医療保護施設、無料定額診療施設、共同作業所などの法外施設、福祉系企業・事業所です。

利用の対象

原則として転職者や既卒者、無職の人です。このため、在学生は各学校の就職課などを通じ、就職することになります。

関連団体·組織

厚生労働省 職業安定局

http://www.mhlw.go.jp/